

平成12年度 浪岡町文化財紀要 I

- 1 史跡浪岡城跡（新館）保存管理計画書
- 2 平成12年度浪岡城跡（新館地区）発掘調査報告書 X I
- 3 野尻（4）遺跡調査概報
- 4 羽黒平（3）遺跡試掘調査報告書
- 5 平野遺跡試掘調査概報
- 6 高屋敷館遺跡における国史跡指定の経緯

2001. 3. 30

浪岡町教育委員会

平成12年度 浪岡町文化財紀要 I

- 1 史跡浪岡城跡（新館）保存管理計画書
- 2 平成12年度浪岡城跡（新館地区）発掘調査報告書 X I
- 3 野尻（4）遺跡調査概報
- 4 羽黒平（3）遺跡試掘調査報告書
- 5 平野遺跡試掘調査概報
- 6 高屋敷館遺跡における国史跡指定の経緯

2001. 3. 30

浪岡町教育委員会

発刊にあたって

平成12年度浪岡町文化財紀要Ⅰをお届けします。当教育委員会はこれまで、史跡浪岡城跡関係の発掘調査報告書をはじめとして、文化財関係の図書類を発刊してまいりましたが、本年度から紀要という形態でその年度の文化財状況をまとめた冊子として発刊することにしました。平成12年度は、浪岡町にとって文化財関係事業が波の様に押し寄せ、担当者にとっては多忙な年度がありました。

特に、国道7号バイパスの関連で発見され、古代環壕集落として全国的に注目された高屋敷館遺跡を国史跡として申請し、平成13年1月29日には正式に史跡指定を受けることができました。町としては、史跡浪岡城跡とともに二つの国史跡を有することとなり、将来にわたって文化財保護行政の進展に期するところ大となりました。

浪岡城跡に関する事項としては、長年の懸案事項でありました「新館地区」の保存管理計画策定作業があり、町文化財審議会をはじめとする策定委員会の答申を得た上で、今回はじめて計画の策定を実施しました。同時に現状変更に伴う発掘調査も行われ、計画書策定の判断材料ともなりました。今後は、発掘調査作業を継続しながら、計画書に基づき将来にわたる浪岡城跡の保存・整備・活用の指針として行政に反映させていく所存です。

浪岡町は高屋敷館遺跡をはじめとする、古代の集落が濃厚な分布を示す地域であります。そのため、緊急の発掘調査は突発的に実施することも多く、今回は羽黒平（3）遺跡・平野遺跡で試掘調査を実施し、概要を掲載することとしました。

さらに、大沢迦工業団地の関連では、野尻（4）遺跡の発掘調査を町土地開発公社からの委託で実施しました。この調査は、浪岡町大沢迦工業団地調査会が主体となり平成12年度から14年度まで継続事業として行うものであり、調査対象面積49,000m²のうち本年度は21,000m²を実施しました。以前調査された7号バイパス部分とあわせても大規模な集落であることが判明してまいりました。全体像が楽しみな遺跡です。

以上のように、町の文化財保護行政は開発行為と一体化している部分もありますが、文化財に対する保護思想を高めるためにも当該年度内の情報を公開してまいいる所存ですので、旧に偕して関係各位のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

平成13年3月30日

浪岡町教育委員会

教育長 成田 清一

例　　言

- 1 本書は、浪岡町教育委員会が実施した平成12年度文化財関係事業の報告及び計画策定の成果である。
- 2 本書は、浪岡町教育委員会生涯学習課文化班の主管事業に関して、主要な部分をまとめ、合冊したものである。
- 3 本書の構成は以下の通りであり、それぞれの編集担当を（ ）内に記した。
 - 1) 史跡浪岡城跡（新館）保存管理計画書 （浪岡町）
 - 2) 平成12年度浪岡城跡（新館地区）発掘調査報告書 X I （文化班長・工藤）
 - 3) 野尻（4）遺跡調査概報 （調査会主任調査員・高杉）
 - 4) 羽黒平（3）遺跡試掘調査報告書 （文化班長・工藤）
 - 5) 平野遺跡試掘調査概報 （文化班長・工藤）
 - 6) 高屋敷館遺跡における国史跡指定の経緯 （文化班長・工藤）
- 4 図版・写真・表などの番号はそれぞれの項目で独立しているため、全体としての統一は行っていない。

目　　次

史跡浪岡城跡（新館）保存管理計画書	1
平成12年度浪岡城跡（新館地区）発掘調査報告書 X I	25
野尻（4）遺跡調査概報	65
羽黒平（3）遺跡試掘調査報告書	93
平野遺跡試掘調査概報	99
高屋敷館遺跡における国史跡指定の経緯	107

史跡浪岡城跡（新館）保存管理計画書

平成13年3月策定

浪岡町

例　　言

1. 本計画は、史跡浪岡城跡「新館」について、平成11・12年度に検討いただいた新館保存管理計画策定委員会の答申書（平成12年3月30日提出）に基づき、浪岡町が策定した保存管理計画書である。
2. 本計画書の作成にあたっては、新館保存管理計画策定委員会の答申及び文化庁・青森県教育委員会の指導を尊重し、浪岡町・浪岡町教育委員会で検討の上、取りまとめをした。

目　　次

I 新館の環境と計画策定の必要性

1. 新館保存管理計画策定の意義	1
2. 新館の自然環境	2
3. 新館の地理的環境	4
4. 新館の埋蔵文化財	4
5. 新館の歴史的環境	5
6. 新館保存管理計画の必要性	8

II 計画策定の理念と整備方針

1. 計画策定の理念	9
2. 計画策定の過程	9
3. 新館保存管理上の問題点	10
4. 整備方針	10

III 保存管理基準

1. 新館の現状と保存管理基準の必要性	12
2. 現状変更に対する処置	12
3. 管理の重点地域	13
4. 調査活動と専門委員の設置	14
5. 計画造成のために必要な行政措置	14

IV 史跡の将来像

1. 公有地化	16
2. 史跡公園化	16

V 参考資料

1. 浪岡城跡「新館」地図等	17
2. 浪岡城跡等の事業の推移	18
3. 浪岡城跡全体図	21
4. 新館地区地図	22
5. 五本松村古絵図（写）	23

I 新館の環境と計画策定の必要性

1. 新館保存管理計画策定の意義

浪岡城跡は昭和15年（1940）に国の史跡に指定された。所在地は、青森県南津軽郡浪岡町大字浪岡字五所・同林本地内を中心とした地域であり、新館はその東側の浪岡町大字五本松字松本地内に所在する。

浪岡城跡は浪岡川右岸の扇状地突端部にあって、堀跡によって区画された八箇所の平場や周辺に位置する町場・神社領域から成立している。史跡指定地は前述の平場が中心であり、新館・東館・猿楽館・北館・内館・西館・検校館・無名の館がそれである。

昭和44～49年まで、明治100年事業を記念して始まった公有化事業により、五所及び林本地域の民有地が公有地化され、史跡公園への準備が始まった。しかしながら、公園化の基礎資料に関しては充分な資料が発見されなかったため、昭和52年（1977）度からは、15年に及ぶ長期の発掘調査が続けられた。

調査成果は、浪岡城跡の建物跡とその配置や堀跡・土塁などの具体的構造を理解するに充分なものがあり、特に北館の検討から導かれた武家屋敷的な遺構配置は城館構造の見直しを図るものであった。その上で昭和62年からは環境整備事業を開始し、暫定ではあるが平成10年度には史跡公園化への供用を開始した。

その間に、昭和56年度には浪岡町文化財保護審議会からの答申を受けて、有識者からなる環境整備委員会を設置し、昭和57・58年の2カ年で検討を加えた上、昭和59年度に『史跡浪岡城跡環境整備基本構想』（以下、「基本構想」という）が策定されている。発掘調査の成果と基本構想に基づき、浪岡城跡の史跡公園化が進行したのである。

このような動きの中で、公有地化が行われなかった新館には住民生活優先の方針がとられ、浪岡城全体の中から浮き上がった存在となって今日に至っている。史跡に指定されて60年、住民は三世代目に入っている現在、新館については今一度、史跡浪岡城跡全体における位置付けを明確にした上で、保存管理計画を策定するものである。

2. 新館の自然環境

浪岡城跡を擁する浪岡町の地形を概観すると、北には梵珠山地があり、その南麓から町の東側一帯は大糸迦丘陵と呼ばれる丘陵地帯となっている。町の南部は浪岡台地となっていて、この台地は東側大糸迦丘陵の西から大糸通、前田野目の南へ弧を描くように連なり西方の津軽平野へ開口している。これら地形に囲まれた低地に流入する河川には梵珠山地から南流している大糸川、八甲田火山地・大糸迦丘陵に源をもって西流する浪岡川、正平津川、本郷川があり、これらの河川によって扇状地あるいは扇状地性低地が形成されている。

浪岡川と正平津川がつくる特徴的地形に扇状地がある。両河川が東側丘陵を西流して出る谷口付近を扇頂に緩い弧を描く半円錐状をした堆積地形の扇状地がみられ、浪岡台地の主体をなしている。この扇状地は解析を受けた解析扇状地となっており、浪岡川の右岸では解析した 6 ~10m の急崖が五本松から浪岡城跡南西端まで続いている。この扇状地面には五本松、羽黒平、北中野、八幡町、浪岡城跡が立地している。

大糸迦川流域の谷底平野、浪岡川と正平津川がつくる扇状地前面および、その南側の本郷川をはじめとする中小河川の各谷の出口には、扇状地性低地が広く形成されている。そして大糸川、正平津川が合流した後の浪岡川の流域、さらに十川に合流した後の流域には扇状地性低地や沖積低地が広がっている。城跡に関連した地形の特徴をまとめると次の三点になるであろう。

- ① 山地とそれに続く広い丘陵が背後にあること。
- ② 台地が津軽平野に面する地区と東側丘陵の前面に広がっていること。そして城跡の立地するのは扇状地をなす台地上であること。
- ③ 広大な低地があること。台地の前面は広い扇状地性低地となっており、その低地は津軽平野の沖積低地へと続いている。

城跡の立地する扇状地の地質は、径 5 ~10cm 大の軽石粒および亜角礫～亜円礫の岩片が密集した堅固で淘汰不良な軽石質凝灰岩（五本松軽石流凝灰岩、大不動軽石流凝灰岩）からなり、その上に約 1.5m の厚さで下位の軽石質凝灰岩の再堆積層を載せている。

気候についてみると、日本の季節変化と同様冬・春・梅雨・盛夏・秋霖・秋の 6 季節に分け

られる。浪岡においては降水量からみると、梅雨より秋霖のほうがやや顕著な傾向にある。地上風の流れは岩木山や梵珠山と、それに続く大糸連丘陵の影響を受け、浪岡地域特有の気候を生み出している。冬は大陸からの北西季節風が岩木山北側を迂回したり、南側を大きく回ったあとに、浪岡付近から大糸連峰の低丘陵地へ収束するため、この地帯が多雪地となる。梅雨期はオホーツク海高気圧から吹き出す「ヤマセ」は、冬とは逆に青森平野から大糸連の低丘陵地を通り浪岡を吹き抜ける。この際、平野の奥部で丘陵の麓に位置するという地理的条件により、「ヤマセ」の影響は割合少ない。のことから、冬は寒く夏が暑い内陸型的特徴をもつ。

次に地形・地理的面から見た交通路であるが、浪岡は古来より津軽、外ヶ浜、南部を結ぶ交通の要所となってきた。陸奥湾の外ヶ浜との交通は、日本海、太平洋の海上交通路を結ぶ重要なルートであり、浪岡が交通の要衝といわれる所以でもある。

浪岡と陸奥湾の間には、南北に直線的な山地の稜線や河谷が幾本も存在する。河川の勾配は緩やかであり、丘陵の稜線もほぼ同じような標高であることから通路としての利用には好条件である。これらの地形を利用したルートがいくつか開拓されていたと考えられる。現在の国道7号線の羽州街道、大豆坂街道のほか、入内峠から入内川を下るというルートの利用もあったろう。

浪岡城跡造営にかかわる水路に鷺谷堰と呼ばれる農業用水路がある。鷺谷堰は五本松・松山地区の南で、浪岡川から取水し羽黒神社の南崖下を通り、湧泉水を合流させ東北自動車道を横断して、淋城水路（堰）を分水させる（古絵図では五本松村用水堰、苗代堰としている）。分水させたあと鷺谷堰（古絵図では浪岡村用水堰としている）は加茂神社の北から、新館の北を通り、東館、北館の北を経て検校館へ至っている。なお、淋城水路（堰）は五本松保育園の北側を通り、途中用水として利用されながら赤川に合流する。

両堰の新旧を比較すると、同じ地質でありながら、鷺谷堰の側方の侵食が大きく堰左右岸上面が堰の中心へ傾斜しているのに対し、淋城水路（堰）の方にはそれらがほとんど見られないことから、淋城水路（堰）の方はかなり新しいものと思われる。

新館の地形を見ると、背後の北東面は浪岡川の侵食による8～10mの侵食崖が残っており、前面には鷺谷堰の堀が現存し利用状況が把握できる。また、堀の内側を高くしているなど、城

館当時の形態を色濃く残しているといえる。

3. 新館の地理的環境

五本松は浪岡町の大字名で新館のある松本のほか羽黒平、宮本など13の小字から構成されている。なお、五本松の地名は根元から五本に分かれた美しい松があったことによるという。また七日町村と呼ばれた時代もある。一方、検地帳から見ると江戸時代前期には浪岡村の枝村であった。

集落内には主要地方道青森浪岡線（旧大豆坂街道）の旧道が東西に走る。往時は青森の堤橋や山沿いに野内に入り、八戸方面と深い結びつきを持っていた。この道は現在空港への道筋として利用されており、弘前・黒石と空港を結ぶバスが走り、集落内には停留所が置かれている。なお五本松の東口から国道7号線へのバイパスが開通し、集落内の自動車通行台数はかなり減少した。村内を通るこの道からは、孫内（青森市）への道を分歧するほか、北中野（浪岡町）に短絡する町道が新館の西辺を通っている。このほか農道もあり、道路状況は恵まれている。また東北自動車道が集落内を通過し、羽黒平バストップが置かれ、盛岡、仙台、青森への高速バスが停車する。もっともJR浪岡駅からは3kmほど離れており、鉄道には恵まれていない。

集落内には中世、あるいは古代にかかる伝承や史跡が多い。羽黒平の楊子杉、首塚や加茂神社などがその例であり、浪岡城と結びつけ活用できる観光資源ということができる。

集落内での産業は農業を中心とし、平坦地には美しい水田が梵珠山や浪岡川を景観に取り込んで展開し、緩やかな丘陵にはりんご園が広がり津軽らしい情景を描きだす。

集落の南側には浪岡川の流れがあるが、比高差があり急崖をなしている。浪岡川の水量は改修と浪岡ダムにより安定しているが、昭和50年代まではしばしば氾濫をくりかえしていた。

4. 新館の埋蔵文化財

史跡浪岡城の発掘調査は昭和52年に始まり十数年間続き、昭和62年からは、文化庁ならびに青森県の補助を受けて環境整備事業に入った。しかし、城跡に関する史料不足のために、整備は発掘調査で得た遺構や遺物等の考古学的資料に頼らざるを得なかった。

新館の平場から表面採集できた遺物には、縄文土器、土師器、須恵器等の破片等があり、縄文土器については東側の斜面に近いほど多く見られる。この部分は古くから住みやすい所だったのであろう。中世陶磁器については、16世紀代の中国製染付が墓地に近い所から表面採集されている。

平成11年度まで新館の発掘調査は実施されていなかったが、平成12年度の現状変更に伴う緊急調査（五本松字松本37番地）において、浪岡城跡北館・内館にて検出された掘立柱建物跡や竪穴建物跡と同様の遺構が発見され、15～16世紀を中心とする浪岡城時代の遺物も出土している。それも、各トレーナー全体で発見されるところを見ると、遺構の広がりは新館全域に及ぶものと推定されるが、平成13年度以降も調査を継続する予定であり、その結果を見た上で全体の判断をすべきと思われる。

新館としての遺構の特色は、南側急崖の西寄りに見られる緩やかな斜面は虎口と想定されるし、西側の東館との間には薬研堀が一部残存し、東側の共同墓地に近接して空堀と想定される遺構が存在し、北側には農業用水路として利用されている鷺谷堀が存在し、城館期の堀跡を利用したものと思われる。

平場の利用状況は、ほとんどが菜園・果樹園であること、民家が館の北側の周辺部に並ぶので、遺構があるとすれば落城の時期のままで残っているのではないかと期待できる。

天和年間に見られた七日町の旧地名から推測される市の存在や加茂神社の門前にあることなどを合わせ考えると、新館の城館および城下的な性格も浮かび上がってくる。

5. 歴史的環境

イ. 浪岡北畠氏

浪岡城は北畠氏の子孫の居城といわれている。その先祖は建武新政に参画した北畠親房に遡る。親房には顕家・顕信・顕能らの子供がいたが、浪岡に入った人物を顕家の子孫と見る説と、顕信の子孫と見る説がある。両説のなかで顕家系をとるのは津軽地方の史書である。弘前藩が編んだ史書『津軽一統志』や秋田家文書の『湊合戦覚書』の記述は顕家の子孫説を支持している。顕信の子孫と考える説は、『大日本史』や『南朝編年紀略』を根拠にしている。なお顕家

の子孫説をとる津軽側は、顯信の系統が遅れて浪岡に来たと考えて、顯信説の主張をかわしている。

江戸時代を津軽で過ごした館野越（板柳町）の北畠氏の系図は、

顯家－顯成－顯元－顯邦－顯義－顯具－具統－具永－具運－顯村

の順にしている。一方『三春波岡氏家譜』は、

顯家－顯成－親成－忠具－俊具－具運－具統－具永－具定－慶好

と記している。両系図とも後世の編纂物であり、内容を全面的に信じる訳には行かない。

両系図のなかで実在を証明できる城主は「具」で始まる3人で、『歴名土代』や『言継卿記』の記述から、その父子関係は具永－具統－具運の順に訂正される。具永が始めて官職を得たのは天文5年（1536）に従五位下侍従の任官であり、天文21年（1552）従四位下左中将の昇任が最後である。その間天文9年（1540）には具統と、天文21年には具運が同時に叙任しているから、具永の治世はかなり長期間に及んだものと考えられる。『京德寺過去帳』は具永の死を天文24年（1555）5月24日としており、16世紀前半を浪岡城主として活動したと推定される。

史料として全面的に信を置くことは出来ないが、具永が編纂したと伝えられる『津軽郡中名字』は、16世紀の津軽に鼎立した三大名を浪岡・大光寺・大浦とし、その中では浪岡（具永）の所領が最大である。具永は多くの寺社の造営を手がけ、城域の拡張も実行している。ちなみに『津軽郡中名字』は「浪岡御所」と具永を尊称している。

浪岡御所は具運の時代に内紛を起こし、衰退に向かった。浪岡城の最後は天正6年（1578）とも天正18年（1590）ともいわれるが、大浦為信の攻撃により浪岡北畠氏が四散したのは前者の時期と考えられる。天正18年に戦いがあったとすれば、浪岡北畠氏の保護を受けた南部氏が豊臣秀吉に対し津軽支配を主張するために行った戦いと推定される。

口、浪岡築城

北畠氏が浪岡に入ったのは、14世紀後半のことと考えられている。現在の浪岡城の周辺で確認される金文史料に刻まれた年代からも上述の年代比定は妥当と思われる。なお入部当初の北畠氏は、北中野から吉内の東部山麓地帯にいたと伝えられており、遺構と考えられる館跡が残存する。浪岡北畠氏が現在の浪岡城を構築したのは、15世紀中葉のことと推定されている。

浪岡城は浪岡川と正平津川の合流点北側の高地に築かれた城館である。郭は内館を中心に戯樂館、東館、北館、西館が五所地域にあり、その西側に検校館、東館の北側には大豆坂街道が通る外郭がある。また東館の東側には追手口があったと伝えられ、薬研堀をはさんで新館が存在する。これらの8館の周囲には各館を巡る堀跡があるほか、北側には長い堀が続いていたと推測され、遺構は農業用水路（鶴谷堀）として利用されている。南側の浪岡川に面した部分は急崖をなしている。現在内館には西側から浪岡川沿いに進む道路があるが、明治初期につけられたもので、江戸時代の文書『御領分三庄道範』にはこの崖を馬で駆け上がる出来ない旨の記述がある。

八、新館の構築

新館が築かれたのは、内館を中心とする五所地域の城館群より後のことと考えられている。前田喜一郎はその著『奥乃波岡御所・一貫せる北畠精神』の中で大永年中（1521-28）の築城と記し、「日本城郭全集」は大永4年（1524）の構築としている。この16世紀前半の時期は浪岡城を築いてから50年以上過ぎ、浪岡北畠氏は地域の有力者として基礎を固め安定していたと考えができる。当時の浪岡御所は若くして行動力のある具永と推定される。具永は現在の北中野（当時の四日町）から五本松地域に入る道筋が、外ヶ浜に抜ける大豆坂街道と合流する地点の重要性を考えて、浪岡城の強化に乗り出し新館を構築したと推測でき、北中野からの旧道は新館の南側急崖に残る道筋と考えられる。

この道は津軽平野の内陸部東辺を南下し、鹿角から現在の盛岡付近に出て関東地方に達する「奥大道」とみることができる。なお大豆坂道との合流点は加茂神社の北側との推測もある。

新館は内館を中心とした領主の館、北館の家臣団屋敷群、中心部へのアプローチとしての東館などとは違った意味を持った館と考えられる。追手口前の広場、武者溜りとしての性格のほか、下記のような宗教的な面を持ち、市が開かれ交易が行われた地点に接している。中世の五本松には金光上人の庵が営まれたといわれ、それは江戸時代弘前に移された西光寺、北中野に再興された西光院の歴史につながる。

浪岡御所具永は五本松の川原に京徳寺（弘前に移転）を造営して菩提寺とした。新館の墓地の存在はこの寺との関連を推測させる。

また加茂神社は京都の賀茂神社に由来するもので、浪岡城を守護する役割を持っていたと伝えられている。江戸時代に弘前藩主津軽信政はこの社を再興し「郡内四社」に指定したが、それは浪岡北畠氏時代の社格を背景にしたものと推定される。

ところで五本松、新館一帯は江戸時代前期まで七日町と呼ばれていたという。北中野の四日町、浪岡は九日町といわれており、浪岡城の周囲には交易の場が存在したと考えることができ。ここで開かれた市がどのようなものであったか、新館の遺構に語らせたいところである。

6. 新館保存管理計画の必要性

浪岡城の東方にある新館について、各方面から考えて來た。自然環境では城跡の立地するのが扇状地性台地で、気候の特性として「ヤマセ」の影響が少ない地点であること、そして堀の状況に城館当時の姿をしのびうことなどがあげられた。

考古学的な面からは、文献上から考えられる年代と同時代の中世陶磁器が表面採集されていること及び平成12年度の緊急調査の結果をみると、各種遺構の残存の可能性が大きいと予想されるところである。

文献的な分野からは16世紀前期、北畠具永時代の構築という説が示され、考古学面からの報告と同様、追手口に隣接する平場であることを考え合わせると、五所・林本地区の館とは違った意味を持つ館として興味深いものがあると報告された。

以上のような新館の性格は史跡に指定した時点で見通していたと考えられる。内館がある五所地区と一体化して考えねばならぬ新館であるが、公有地化を行わなかったこと、そして私有地が多いことから公園として整備しなかったことが、浪岡城の東はずれ、いわゆる外郭という見方に変わり、一段価値の低い館という見方になつていったと考えられる。新館は浪岡城東口前の重要な地域と位置付けて改めて調査研究し、保存対策を策定する必要がある。

II 計画策定の理念と基本方針

1. 計画策定の理念

基本構想は、五所地区の公有地化を終了し、発掘調査が進行している時点で作られたものである。その中で新館は「現状維持地区」とされており、今回の計画策定の段階とは時代の変化や文化財に対する地域住民の認識も相違が認められる。

しかし基本構想の「環境整備の基本理念」の前文はそのまま受け入れることができ、それを踏まえつつ新館の保存管理計画策定を行うこととする。以下新館保存管理計画の基本的な考え方を提示しておく。

- ① 新館は史跡浪岡城を構成する重要な地域であり、内館を中心とした五所・林本地域と一体化して史跡公園化に取り組むものとする。
- ② 新館は史跡浪岡城跡の一つの館として重要であることは勿論であるが、同時に新館にはそれ自体の特色や歴史的背景がある。それらを生かし、あるいは解決しながら史跡としての保存策を考える必要がある。
- ③ 新館地区を、整備保存事業以外の目的で現状変更することは好ましくない。文化財保護法の規定を遵守しなければならない。
- ④ 史跡を保存するための学術調査、発掘調査は必要に応じて実施し、将来の計画のため記録を残す。
- ⑤ 将来史跡指定地域は公有地化することが必要である。
- ⑥ 史跡の公有地化及び保存・管理にあたっては、地域住民の協力のもとに進める。

2. 計画策定の過程

史跡浪岡城跡の環境整備については、基本構想が策定されて以来、管理棟の完成、北館の建物の立体的表示、各館を結ぶ遊歩道造りなど環境整備事業が着々と行われ、史跡公園の供用開始に向けて努力してきた経緯がある。

このような一連の事業計画の中で新館の平場に関しては、地区住民から特に改めて問題が提

示されることもなく経過して來たところ、近年地域住民の生活環境の変動に伴って、史跡指定地の保護施策が行き詰まりの状態になった。その打開策として地域住民の要望を適確に把握すると共に、史跡浪岡城跡保存に対する住民の理解を深めて、関係機関と協力し合い史跡の保護を行う体制作りが必要となった。

ここに地域住民代表を含めた保存管理計画策定委員会が発足するに至り、諸々の声を聞き、今までの環境整備方針や保存計画の見直しを行なうこととした。

3. 新館整備の問題点

今回、「新館」の保存管理計画を見直しするに当たって支障になったのが基本構想の条項である。この構想では新館を「現状維持地区」とし、次のように述べている。

『現在住民居住地区となっている「新館」は、公有地化事業を実施する計画はなく、環境整備にあたっても住民生活優先の考え方を重視し、史跡指定地外区域と同様、環境規制区域の中で、調和ある環境整備が必要である。』

上記の整備の方向性は、住民の現状及び北館等の第一次環境整備事業が終了している現段階の保存管理体制とも合わせ考え、新館の史跡指定地を公有地化するという計画に変更すべきであり、委員会答申とも整合するものである。また、隣接する新館東側から加茂神社に至る地域に対しても、調和ある環境整備が望まれ、史跡指定地以外にも景観的な面からの環境整備が必要となっている。

4. 整備方針

浪岡城跡の環境整備方針が打ち出されてから、新館を取り巻く環境や住民意識にも変化が見られ、整備方針の見直しを迫る状況となって来ている。

今後の保存管理計画及び整備計画については、住民の意見を尊重しながら以下のような整備の前提と整備方針を提示しておく。

イ 整備の前提

1) 文化財保護法の運用や史跡の保存管理について適時説明会を開催する。住民が将来のこ

とを把握し、生活設計を立てるための指針を示すように努める。

- 2) 公有化事業の開始にあたっては、住民に対して事前に計画を提示して、住民の協力をうながす。
- 3) 町の下水道工事などいろいろな事態に対処するには、まず事前調査が必要である。そのような調査を進めながら、住民に史跡指定について理解していただく。
- 4) 新館全域を公有地化する方向で進み、公有地化した史跡の活用を図る。
- 5) 新館の保存管理については、新しい状況に即応した対策が望まれるが、史跡を大事にするには復元計画もおろそかにしてはいけない。

□ 整備方針

- 1) 基本構想では、現状維持地区「新館」については公有地化する計画がないと明示されているが、将来的には地区住民の協力と関係機関の指導・支援を受けて公有地化事業を開始する。
- 2) 住民から土地買い上げについての要望がある場合は、将来に向けて漸進的に公有地化に努める。
- 3) 史跡地内の全てが遺構であることを考慮して、公有地化並びに現状保存の努力をし、発掘調査などによる厳密な調査を経た上で整備を推進する。
- 4) 基本構想の「保存整備地区」の条項に包含されている①遺構復元修景地区、②暫定的整備地区、③堀跡整備地区などに関わる事業推進や規制についても、新館について適用するのが妥当と思われる。

以上がその要旨であるが、浪岡城跡の東方の要衝としての新館は、史跡全体の重要な一翼を担うものであり、その現状保存と環境整備は、慎重にして且つ速やかな対策が望まれる状況にある。このような環境整備方針をうけて、後述するような保存管理基準を設け、往時の城館に近い状態の保存に努める。

III 保存管理基準

1. 新館の現状と保存管理基準の必要性

新館の面積は別掲の表（浪岡城跡「新館」地籍等）に記載されているように、公簿地籍は35筆22,808.87m²である。地目は宅地、畠、山林、原野、雑種地、墓地、道路などで、建物は20棟（平成12年1月1日現在）存在し、8世帯が居住する。

基本構想策定当時、新館は「現状維持地区」と位置付けられた。

そこには住民への配慮もあったわけであるが、史跡に指定されて60年、基本構想策定以来15年余の歳月は、諸般の考え方へ変化を生じさせた。

現に新館の一部分が平成10年度に公有地化され、現状維持地区とする構想から一歩踏み出した形に変わっている。また道路の改良や上水道の配管、住宅の新改築、墓地の拡張工事が進行し、史跡指定地内の文化財行政が後手にまわるという批判もあった。史跡として還暦を迎えた新館は、南側の急崖の部分に崩壊が見られるほか、北側の掘跡の保存策が必要になるなどの老化現象が見られ、対策が必要になっている。

内館を中心とした五所地域の整備事業が一段落した現在、目を未処理の新館地区に向け、以下のようないくつかの保存・管理基準を策定した。

2. 現状変更に対する対応

イ 史跡地内新館の現状変更に対する規制

新館が浪岡城の追手口に相当する地域であることを考慮し、建造物、構造物等の改造の際にには、史跡にふさわしい雰囲気を醸成するよう配慮する。その際には基本構想の諸項目を準拠する。

ロ 建造物・構造物等の新規建造に対する規制

新館地内では、史跡の保護ならびに整備以外の目的を持つ建造物・構造物の新規建設は極力さける。その場合、建設予定地については公有地化を提案し、別の地域での建設を行政側から依頼する。

ハ 建造物・構造物の改築

- 1) 建造物、構造物等の現状変更は、住民や関係する行政機関に周知させる。
- 2) 改築の際、地上に置く形式の建物以外は地下の遺構を発掘調査する。このことは行政側が行う上・下水道、流雪溝等の改良の際にも適用する。

二 発掘調査の実施

前項でも記したが史跡地内の現状変更が地下に及ぶ場合は、発掘調査を行い結果を報告書にまとめ、将来の環境整備に備えるものとする。保存に値する遺構等が発見された場合、計画の変更を求めるよう行政指導する。報告書は印刷し図書館等で閲覧出来るようにする。

ホ 史跡地域の公有地化

住民から要望があった場合や、発掘調査の結果保存が必要な場合、そのほか住民の同意が得られた場合、可能な限り早い時期に公有地化し、新館全域の公有地化を進めるものとする。
新館地区は浪岡城跡の中で重要な場所であるから、年次計画により公有地化する。

ヘ 史跡地域の点検と美化

新館区域内は町民・地域住民にとって貴重な文化遺産であるから、破壊や土取り、ごみの不法投棄が行われないように住民への周知徹底を図るとともに、文化財パトロールを強化し、史跡を美しく保存する。

3. 管理の重点地域

新館地域は民有地が大部分であり、ややもすると遺構への配慮が足りなくなることが考えられる。次の5地区について特に美化・保存・調査等の事業を強化する。

イ 北中野への町道東側の薬研堀

薬研堀の大部分は昭和40年代に町道を作る際姿を消したが、町道の下部および坂の下側には遺構が残存している可能性がある。現状を大切に管理するとともに遺構の古い資料（史料、写真、絵図）などの収集に努める。

ロ 新館東側の町道

この部分は史跡の東辺に相当し、堀跡でないかという見方がある。町道の改修の際には専門

家の立会いを求めるなど、下部の造構の確認に留意する。

ハ 南側の急崖と道路跡

南側の急崖とそこを西側から上る道路の造構、及び急斜面に堀り込まれた落ち込みの部分などの現状維持を図る。この道筋や、その先にある自動車の通る坂道のなどは、道筋と斜面の研究を専門家に依頼し、その存在意義を少しでも確認するよう努める。崩壊している部分は修理を進め、あわせて急崖を美化する。

ニ 墓 地

南側急斜面を上りつめた道筋は、共同墓地付近に出て北に進む町道につながる。墓地付近の落ち込みの現状維持に努めるとともに、墓地の拡張にあたっては現状変更に伴う発掘調査を実施し、出土品の有無などに留意する。墓地は長い間場所が変わらないこともあるので五本松に存在したとされる旧寺院との関連を考慮する。

ホ 農業用水堰の壁面

浪岡城の北側に堀られた掘跡は農業用水堰の流路として使用されている。堰の管理者と相談し壁面が崩壊しないように努める。

4. 調査活動と専門委員の配置

新館に関する調査研究はほとんど行われていないことから、浪岡城全体の中で新館の性格や造構などが分かるように調査を進める。陣容としては、歴史・城郭史、考古学、地形・地質学、動植物学、民俗学などの専門家を加え、この際委員会を設置する事も考えられる。

調査の成果については標柱・案内板・刊行物にまとめ、可能なものは観光ルートに組み込み、青森県文化観光立県と結ぶなど、幅広く活用する。新館に関する資料展示は、中世の館や浪岡城跡案内所で行い、史跡としての重要性をPRする。

5. 計画達成のために必要な行政措置

イ 新館地区を含む城跡の管理体制の確立

1) 専門職員の配置

- 2) 文化財パトロールの強化
 - 3) 史跡浪岡城跡管理委員会（仮称）の設置と調査の推進
- 住民のボランティア活動と史跡地域の美化対策の推進
- ハ 地域住民の理解を得るための諸事業
- 1) 史跡に関する広報活動
 - 2) 講演、座談会、研究会等の開催
 - 3) その他



新館の航空写真（東側から）

N 史跡の将来像

1. 公有地化

「新館」保存管理計画策定にあたり、新館の性格を自然環境、考古学、歴史環境等様々な視点から検討したところ、その重要性を強く認識するところとなった。したがって、指定地内の他の館と同様、新館の公有地化を図り、浪岡城跡一体として環境整備を進めていく必要がある。

2. 史跡公園化

浪岡城跡に対して、町文化財審議会は「史跡公園として位置づける」旨の提言がなされ、この提言にしたがって基本構想においては、将来像を学習の場としての性格を有する史跡公園とし、その整備には城跡周辺の史跡指定地外に「現状維持地区」や「環境規制地区」を設け、一体として史跡公園地区とするよう具体的な方針も示している。

新館の環境整備にあたっては、史跡公園の一環として進められるべきであり、あわせて美人川公園等、新館に続く周辺の遺跡や寺社などと関連づけた整備も考えられる。

私たちをとりまく現代社会は、新しい世紀に向けて大きく変容しようとしている。緑の森が失われ、生活は自然からだんだん遠ざかっていく感がある。そればかりではない、私たちの祖先が大地に刻みつけた歴史的な文化遺産までが失われるおそれがでてきている。

私たちの未来は、過去を切り捨ててはなりたたないであろう。私たちが現代に生きているということは、先人の歴史の営みを基盤としているからである。遠い過去の歴史を解き明かすことは、単純に、人々のロマンを満たすだけのものではない。祖先がのこしてくれた遺跡や遺物は、現在から未来へいたる私たちの生活に、指標を与えてくれる大切な教材なのである。

浪岡城跡を今日まで守り継いできた町民の城跡に対する愛着と心情を酌みとり、城跡が史跡公園として整備が行われ、新しい歴史研究の芽を育していくとともに、町民の生活をリフレッシュしながら、創造的に活用できる場とする。

新館を公有地化し、適切な機関により公園化の細部計画の策定がなされ、浪岡城跡全体の整備がさらに充実し内容の向上が図られることをあわせて期待したい。

V 参考資料

1. 浪岡城跡「新館」地籍等

イ 地籍等

単位: m²

地番	地目	面積	備考
浪岡町大字五本松字松本 2 6	墓地	1,434	
タ 2 6 - 1	原野	297	
タ 2 7 - 1	畑	2,856	
タ 2 7 - 2	道路	119	
タ 2 8 - 1	畑	962	
タ 2 8 - 2	道路	192	
タ 2 9	畑	1,500	
タ 2 9 - 1	原野	168	
タ 3 0	畑	756	
タ 3 0 - 1	雜種地	66	
タ 3 1 - 1	原野	1,150	
タ 3 2 - 1	畑	494	
タ 3 2 - 2	畑	402	
タ 3 2 - 3	宅地	327	38
タ 3 3 - 1	道路	205	
タ 3 3 - 2	雜種地	335	
タ 3 3 - 6	宅地	311	60
タ 3 3 - 7	宅地	244	87
タ 3 3 - 8	畑	367	
タ 3 3 - 9	宅地	919	95
タ 3 3 - 10	宅地	372	84
タ 3 4 - 1	宅地	666	64
タ 3 4 - 2	道路	437	
タ 3 5 - 1	畑	172	
タ 3 5 - 3	宅地	467	00
タ 3 5 - 4	畑	574	
タ 3 6 - 2	宅地	779	19
タ 3 7	宅地	1,533	39
タ 3 7 - 1	宅地	68	56
タ 3 7 - 2	雜種地	1,177	
タ 3 7 - 3	道路	139	
タ 3 7 - 4	宅地	833	45
タ 3 8	畑	747	
タ 4 9	山林	258	
タ 5 0	雜種地	1,477	
計		22,808	87

平成12年1月1日現在

口 土 地

単位: m²、%

地 目	筆 数	面 積	割 合	備 考
宅 地	11	6,524	87	28.6
烟	10	8,830		38.7
山 林	1	258		1.1
原 野	3	1,615		7.1
雜 種 地	4	3,055		13.4
墓 地	1	1,434		6.3
道 路	5	1,092		4.8
計	35	22,808	87	100.0

平成12年1月1日現在

ハ 建 物

単位: 戸、m²

用 途	棟数	床 面 積	割 合	備 考
居 宅	8	1,318	39	65.3
居宅兼物置	1	59	50	3.0
物 置	7	457	04	22.7
土 藏	1	39	66	2.2
車 庫	1	46	28	2.0
店 鋪	1	17	75	0.9
畜 舎	1	79	33	3.9
計	20	2,017	95	100.0

平成12年1月1日現在

2. 浪岡城跡等の事業の推移

浪岡城跡が史跡指定に至ってから、今日までの経緯の概略は以下の通りである。

昭和15年2月10日 国史跡指定

昭和44年～同49年 公有地化事業

昭和52年～平成5年 発掘調査事業

昭和59年 史跡浪岡城跡環境整備基本構想策定

昭和62年～平成9年 環境整備事業

平成10年 新館地区一部公有地化

以上の経緯に関して、平成10年に一部史跡公園として住民公開、史跡浪岡城跡をめぐる文化財保護行政的事項は下記のとおりである。

表1 浪岡城跡の史跡公園化に伴う事業費等の推移

事業名	公有化事業		発掘調査事業		環境整備事業		備 考
	面積(m ²)	金額(千円)	面積(m ²)	金額(千円)	面積(m ²)	金額(千円)	
年 度							
昭和15年度	7,890	—	—	—	—	—	(内館寄贈分)
昭和44年度	17,750	10,001	—	—	—	—	補助事業
昭和45年度	27,020	15,009	—	—	—	—	補助事業
昭和46年度	28,328	18,045	—	—	—	—	補助事業
昭和47年度	15,380	22,615	—	—	—	—	補助事業
昭和48年度	5,882	15,818	—	—	—	—	補助事業
昭和49年度	8,880	67,525	—	—	—	—	補助事業・移転補償
昭和50年度	—	—	—	—	—	—	
昭和51年度	—	—	—	—	—	—	文化庁指導
昭和52年度	—	—	350	3,000	—	—	町単独（東館・堀跡）
昭和53年度	—	—	1,645	5,000	—	—	補助事業（東館・北館・堀跡）
昭和54年度	—	—	1,800	10,000	—	—	補助事業（北館・堀跡）
昭和55年度	—	—	3,000	12,000	—	—	補助事業（北館・堀跡）
昭和56年度	—	—	3,000	12,000	—	—	補助事業（北館）
昭和57年度	—	—	3,000	12,000	—	—	補助事業（北館）・基本構想
昭和58年度	—	—	2,900	12,000	—	—	補助事業（北館）・基本構想
昭和59年度	—	—	2,500	12,001	—	—	補助事業（内館・堀跡）・基本構想策定
昭和60年度	—	—	2,145	12,000	—	—	補助事業（内館）
昭和61年度	—	—	1,900	12,000	—	—	補助事業（内館・堀跡）・基本計画
昭和62年度	—	—	1,506	10,004	—	1,575	補助事業（北館・内館・堀跡）・境界確定（指定地136,300m ² ・既公有地14,500m ² ）

昭和63年度	—	—	430	5,250			補助事業（堀跡）
平成元年度	—	—	—	—	5,000	20,394	補助事業（土壌復元・無名の館補綴）
平成2年度	—	—	400	6,612		17,391	補助事業（堀跡・土壌復元）・実施設計
平成3年度	—	—	600	9,839		10,198	補助事業（堀跡・土壌復元）
平成4年度	—	—	300	9,330		11,464	補助事業（堀跡・土壌復元）
平成5年度	—	—	150	6,625		13,580	補助事業（堀跡・土壌復元）
平成6年度	—	—	—	—	23,000	20,219	補助事業（北館盛土・内館盛土・植栽）
平成7年度	—	—	—	—	7,000	65,073	補助事業（園路・中土壌の復元・橋脚の設置）
平成8年度	—	—	—	—	15,450	120,405	補助事業（造構・屋敷削の設置）
平成9年度	—	—	—	—	—	115,392	補助事業（ガイダンス棟の設置）
平成10年度	833	116,111	—	—	—	—	補助事業・建物等移転補償費合む
平成11年度	—	—	—	—	—	—	
平成12年度	—	—	86	1,368			新館発掘調査
計	111,963	265,124	25,712	149,661	50,450	395,691	

(平成12年12月、教育委員会作成)

昭和63年 歴史資料館建設費 98,000 千円

平成4年 中世の館建設・周辺整備費 836,930 千円

平成6年 ガイダンス施設設置費等 (18,450m²) 87,000 千円

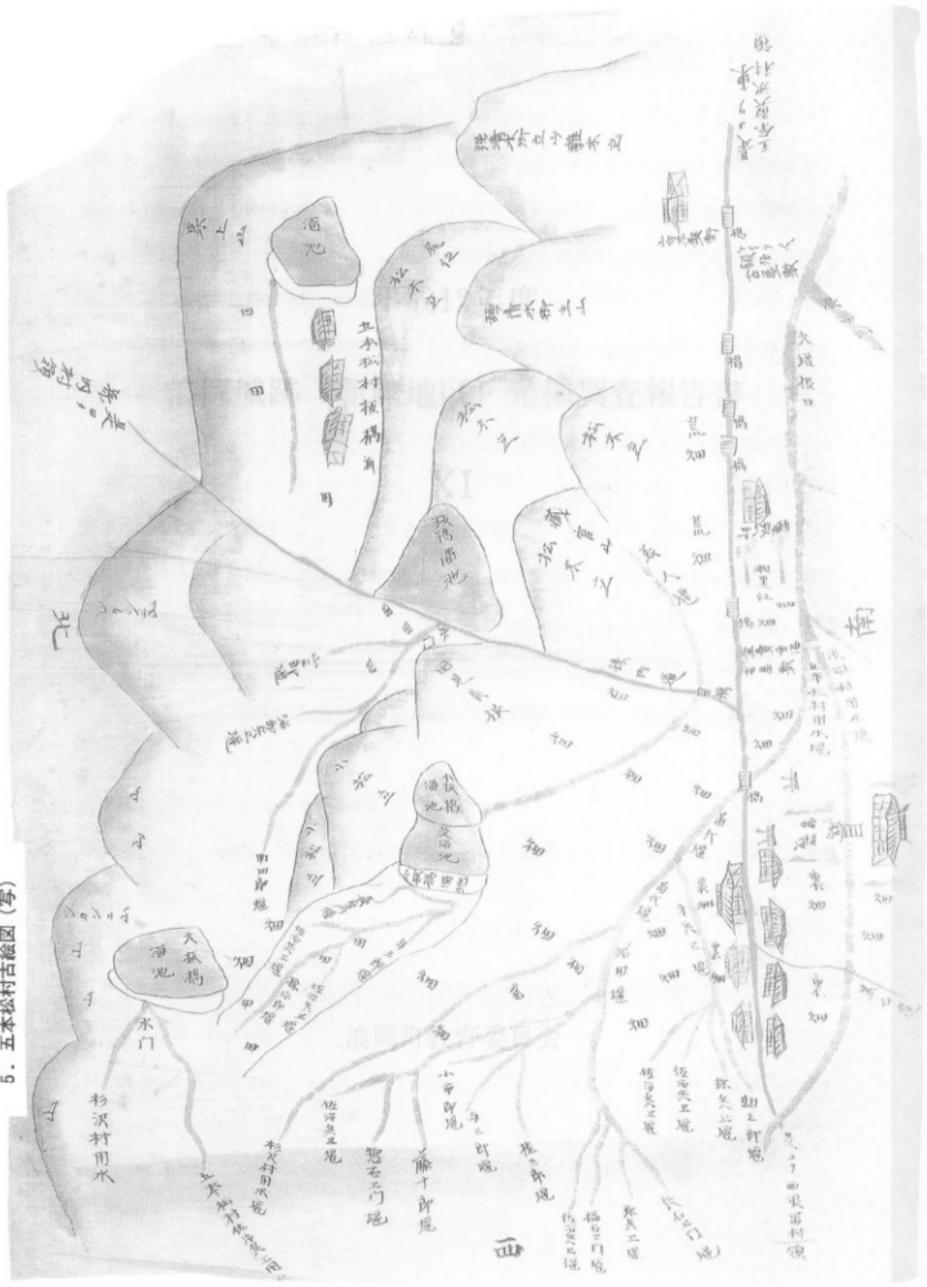
合 計 1,021,930 千円

3. 滝岡城跡全体図



4. 新館地区の地籍図

5. 五本松村古絵図(写)



平成12年度

浪岡城跡（新館地区）発掘調査報告書

XI

XI

浪岡町教育委員会

例　　言

- 1 本書は、平成12年度に浪岡町教育委員会が実施した、史跡浪岡城跡・新館地区における現状変更に伴う発掘調査の報告書である。
- 2 調査のうち、現地における野外調査は平成12年9月4日から同年10月6日に実施し、整理作業は当初終了後を予定していたが諸般の事情により、平成13年1月22日から同年2月28日まで実施した。
- 3 発掘調査の経費は、総額1,368,000円で行った。
- 4 出土遺物・実測図面の整理は、主として工藤清泰を中心に齊藤とも子・藤本直子が行った。
- 5 報告書の執筆は、調査員の工藤清泰が行った。

目　　次

I	調査の経緯	27
II	調査経過	33
III	検出遺構と主な出土遺物	36
IV	調査成果とまとめ	48

I 調査の経緯

浪岡城跡は南北に緩やかな傾斜を示す扇状地の突端部に位置し、標高は40～30mの間に各館跡があり、河岸段丘となる南側には浪岡川が逆行している。浪岡川は内館のあたりで正平津川と合流し、浪岡城の南の自然濠としての性格を有していたと考えられる。(図1参照)

史跡指定地の面積は約138,000m²で、東から新館・東館・猿楽館・北館・内館・西館・検校館、そして北側に位置する無名の館から構成されている。(図2参照)

発掘調査は、昭和52年から始まり表1のように実施されてきた。しかしながら、史跡指定地である新館に関しては、表採資料等はあったものの、宅地が多く未買収の地域であったことから、発掘調査を実施してこなかった地域である。(図3参照)

今回の調査は平成11年8月頃、浪岡町大字五本松字松本37番地の有馬修氏が同氏の敷地内に融雪のために側溝を敷設し、アスファルト舗装を実施したい旨の口頭での届出があったため、現状変更申請の事前調査として、町教育委員会・県教育委員会・文化庁が協議の上、補助事業として実施したものである。

なお、調査を実施する前に策定した発掘調査要項は以下の通りである。

平成12年度史跡浪岡城跡(新館地区)発掘調査要項

1 調査の目的

浪岡城跡の史跡指定地内である新館地区において、融雪目的のアスファルト舗装と側溝工事が実施されるに先立ち、埋蔵文化財の有無を確認し、記録保存を目的として発掘調査を実施する。

2 調査地域

青森県南津軽郡浪岡町大字五本松字松本37番地

土地所有者 有馬 修

3 調査面積

約100平方メートル(予定)

4 調査期間

準備作業 平成12年6月1日～同年8月31日

発掘作業 平成12年9月1日～同年9月30日

整理作業 平成12年10月1日～同年10月31日（実質平成13年1月22日～2月28日）

5 調査体制

浪岡町教育委員会 生涯学習課

課長 木村鐵雄

文化班長 工藤清泰（発掘調査担当者）

文化班主任主査 木村浩一（発掘調査副担当者）

文化班主任技能員 小田桐勝昭（調査補助）

主任調査補助員 1名

調査作業員 6名

6 調査方法

- 1) 施工工事個所をトレンチ方式で試掘の上、遺構や遺物が発見され次第グリッド方式に変更する。
- 2) 調査箇所が私有地のため、層序攪乱が予想され、中世遺構面の確認を最優先する。
- 3) 測量は、造り方測量と平板測量を併用する。
- 4) 遺構略称は以下の通りとする。

例 挖立柱建物跡 SB 竪穴建物跡 ST 溝跡 SD 不明遺構 SX

- 5) 遺物略称は浪岡城跡発掘調査方式とする。

例 陶磁器 P 鉄製品 F

7 報告書の作成

明確に中世の遺構や遺物が検出された段階で、次年度以降の刊行を目指す。

（補注） なお、調査の前に土地所有者から聞き取りした段階では、20～30年前に地形の改変を行ったとの話を聞いていたため、中世遺構はかなり破壊されているのではないかとの予想のもとに調査を開始したが、予想外に遺構の残存状況が良かったことから、急速本報告書を作成して調査成果を公開することとした。

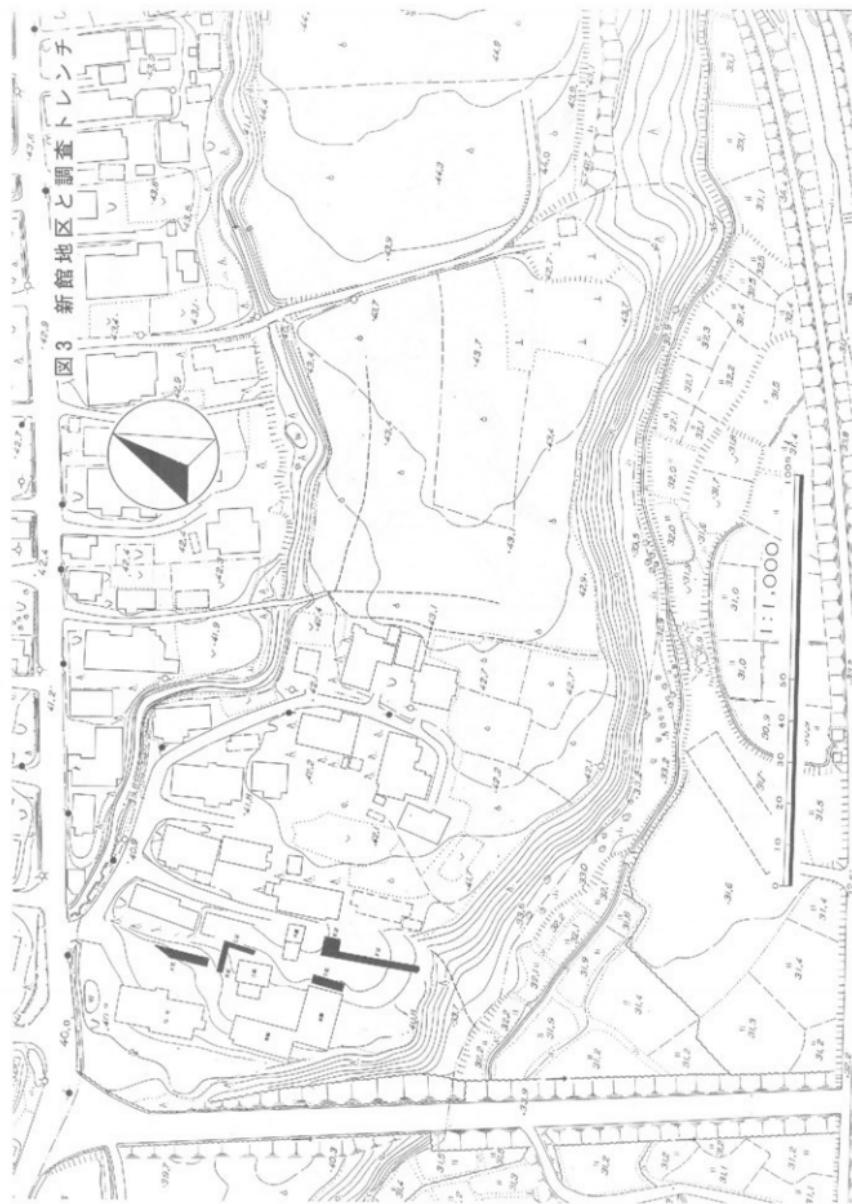
表1 滝岡城跡の発掘調査事業等の推移

年 度	面積(m ²)	金額(千円)	発掘調査の内容(発掘箇所)他	備 考(環境整備関係)
昭和52年度	350	3,000	町単独(東館・堀跡)	
昭和53年度	1,645	5,000	補助事業(東館・北館・堀跡)	
昭和54年度	1,800	10,000	補助事業(北館・堀跡)	
昭和55年度	3,000	12,000	補助事業(北館・堀跡)	
昭和56年度	3,000	12,000	補助事業(北館)	
昭和57年度	3,000	12,000	補助事業(北館)	基本構想
昭和58年度	2,900	12,000	補助事業(北館)	基本構想
昭和59年度	2,500	12,001	補助事業(内館・堀跡)	基本構想策定
昭和60年度	2,145	12,000	補助事業(内館)	
昭和61年度	1,900	12,000	補助事業(内館・堀跡)	基本計画
昭和62年度	1,506	10,004	補助事業(北館・内館・堀跡)	境界確定(指定地136,300m ² 、既公有地114,500m ²)
昭和63年度	430	5,250	補助事業(堀跡)	
平成元年度				土壌復元・無名の植栽
平成2年度	400	6,612	補助事業(堀跡)	実施設計(中土壌復元)
平成3年度	600	9,839	補助事業(堀跡)	(中土壌復元)
平成4年度	300	9,330	補助事業(堀跡)	(中土壌復元)
平成5年度	150	6,625	補助事業(堀跡)	(中土壌復元)
平成6年度	—	—		補助事業(北館盛土・内館盛土・植栽)
平成7年度	—	—		補助事業(園路・中土壌の復元・橋脚の設置)
平成8年度	—	—		補助事業(造構・屋敷柵の設置)
平成9年度	—	—		補助事業(ガイダンス棟の設置)
平成12年度	86	1,368	新館(現状変更)	
計	25,712	149,661		



図2 滂岡城跡全体図と調査箇所





II 調査経過

調査日誌より調査の経過を概観する。

平成12年

- 9月4日 発掘調査におけるトレーニング設定のため、200分の1の地形測量を実施する。図1の測量図のようにA～Fまでの6区のトレーニングを設定する。(図4参照)
- 9月5日 原点レベルの設定。浪岡城跡内館に存在する三角点(標高35.86m)より、調査区まで移動し、原点1(BMLNo.1)41.00m、原点2(BMLNo.2)41.50mの2点を設定する。調査区の等高線を入れるために各所でレベル計測を行う。
- 9月6日 土地所有者の協議によってF区から掘り下げを始める。表土を除去すると暗褐色土と砂質黄色地山・黒色土などの搅乱層が出現。所有者の聞き取りでは天地返しの痕跡とのことであった。終日土砂の除去作業を実施する。
- 9月7日 F区南側の土砂を完掘。地山上から4箇所の柱穴の痕跡を検出。うち、PitNo.2の覆土から10～12枚の輪鉄が出土する(写真6-2)。F区北側の表土除去開始。F区南側の層序精査と、平面図の作成。
- 9月8日 F区西壁層序図の実測と注記作業。E区掘り下げ開始するも、上面ではビニールが出るなど搅乱が激しい。平面実測及びレベリングを実施。
- 9月11日 E区から竪穴建物跡(ST01)検出。狭いトレーニングのため掘り下げ面を明確に把握できないが、地山の掘り下げ面にて確認。ST01の北東部から井戸跡らしい落ち込みを検出。F区の埋め戻し。
- 9月12日 E区の井戸状の遺構をSE01とする。セクション面に染付や砥石が出土。ST01の柱穴を15個確認。ST01とSE01の重複関係では前者が古く後者が新しいことを確認する。
- 9月13日 SE01の掘り下げにおいて炭化物の出土が多い。ST01の柱穴の覆土注記をしながら掘り下げる。F区北側の掘り下げ部分から溝跡らしき遺構が検出され、SD01の略称をつける。午後、雨のため遺物の洗浄作業を行う。
- 9月14日 E区のST01の精査とSE01の掘り下げ。F区SD01の掘り下げで土師器・須恵器が出

- 土する。A区の表土炒利の除去作業開始。
- 9月18日 A区の掘り下げ、地山面まで5~30cmと浅い。F区の遺構精査。E区SE01の掘り下げ、表土から200cmまで。
- 9月19日 A区遺構確認面まで掘り下げ、柱穴のみの検出である。E区SE01から白磁皿、美濃瀬戸灰釉皿などが出土する。F区の埋め戻し開始。
- 9月20日 E区西側に拡張して掘り下げると、ST01に重複する堅穴建物跡（ST02）を検出し、床面近くから白磁内湾皿が出土する。E区SE01からは湧水をみる。A区柱穴の掘り下げとC区の表土除去作業を実施する。E区ST01の平面実測をする。F区の埋め戻し作業終了。
- 9月21日 E区遺構実測。B区掘り下げ開始。C区表土除去作業終了するも、明確な遺構を把握できず。
- 9月22日 B区掘り下げによって、幅の広い溝跡らしき遺構を検出。E区の遺構の写真撮影等。
- 9月25日 午後0時30分から、現場説明会を開催。地域住民・文化財審議委員など約20名の参加。
- 9月26日 E区埋め戻し作業終了。A区柱穴の掘り下げ作業。B区の溝跡（SD02）は東西に走ることを確認するも、古代から現代までの遺物が混入しており、部分的搅乱が存在する。
- 9月27日 A区の柱穴掘り下げ。B区SD02の掘り下げ。
- 9月28日 A区柱穴の掘り下げが終了し、平面実測を開始。B区のSD02の掘り下げと写真撮影。D区の掘り下げ開始。
- 9月29日 A区実測作業。B区層序実測。C区柱穴掘り下げ。D区掘り下げ作業、遺構確認面から美濃瀬戸灰釉皿出土。A区埋め戻し開始。B区平面実測。
- 10月2日 B区・C区実測作業。D区掘り下げ作業。A区埋め戻し作業。
- 10月3日 A区埋め戻し作業。D区層序・平面実測作業開始。
- 10月4日 D区から連続して遺構の掘り込みを確認。SX02~SX06の略称をつける。SX03の床面近くから集石と羽口、SE02から染付と鉄銭が出土。SX06から柱穴を確認し

たことから竪穴建物跡の可能性が高くなった。

10月 5日 D区の遺構を精査・実測開始。

10月 6日 D区の実測、写真撮影を終了し、埋め戻し作業。屋外調査を終了する。

平成13年

1月 22日 整理作業開始。

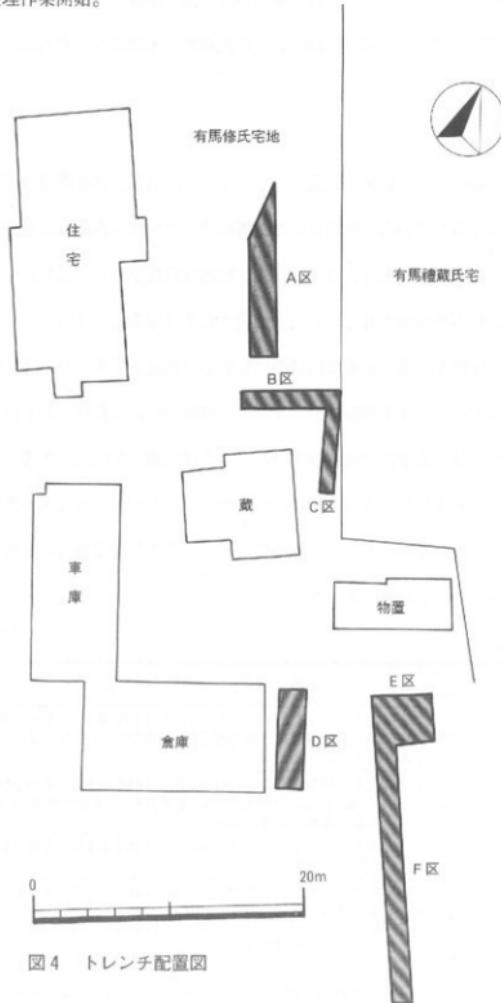


図4 トレンチ配置図

III 検出遺構と出土遺物

今回の調査は、私有地であったことから日常生活に支障のない範囲で、現状変更箇所の中心となる地点を、A～F区までのトレーンチ設定した上で実施した。

主な検出遺構としては、掘立柱建物跡の柱穴、竪穴建物跡2基、井戸跡2基、溝跡3基、性格不明遺構などがある。出土遺物としては、陶磁器類18点（青磁・白磁・染付・瀬戸美濃灰釉・肥前磁器など）、鉄製品、銭貨、石製品（砥石）、自然遺物、木製品などがあるため、それぞれトレーンチごとに報告する。

1) A区（図5、写真1）

A区は、調査区の最も北側に位置し南北トレーンチとして設定し、調査面積22m²、地山は東側から西側へ緩い傾斜を有している。検出された遺構はすべて柱穴であり、総数27基を確認した（写真1-2）。柱穴の規模、出土遺物は表2（A区検出柱穴観察表）に示した。P16は覆土中に集石が認められ、根石の機能を有していたと推定される（写真1-3）。

柱穴の配置から、建物を推定する事は面積的にも厳しい状況下にあるが、間尺約200cm（6.6尺）の並びが2本ほどあり、中世段階の柱穴及び近世段階の柱穴が存在するものと思われる。

主な出土遺物としては、鉄製品であるかすがい（写真図No.22）が柱穴16の覆土から、柱穴22から肥前染付碗破片が出土している以外、現代の遺物が混在しており明確に中世段階の遺物は検出できなかった。おそらく、住宅化するために切り土したことによるものと思われるが、柱穴という遺構の検出だけでも幸運であった。

表2 A区柱穴注記表

柱穴No.	長径 (cm)	短径 (cm)	深さ (cm)	覆 土 注 記	備 考
1	46	40	29.6	暗褐色土（10Y R3/4）に褐色砂質土（10Y R4/6）を極小粒状に15%含む混層に赤褐色粘土（5Y R4/8）がブロック状に入り込んでいる。しまり強い。	他に柱穴1個あり。
2	30	28	25.8	黒褐色土（10Y R2/3）に褐色砂質土（10Y R3/4）を極小から中粒状に2%、褐色粘土（7.5Y R4/4）を大から極大粒状に3%含む混層。しまり強い。	
3	20	17	25.1	黒褐色土（10Y R2/3）に褐色砂質土（10Y R4/6）を極小粒状に2%含む混層。	
4	30	20	19.8	黒褐色土（10Y R2/3）に褐色砂質土（10Y R4/6）を小粒状に3%、にぶい黄褐色粘土（10Y R4/3）を中粒状に3%、暗赤褐色焼土（5Y R3/6）を小から中粒状に1%含む混層。しまりあり。炭化物あり。	
5	40	28	30.9	黒褐色土（10Y R2/3）と黒色土（10Y R2/1）と褐色砂質土（10Y R4/6）の混層。中粒状の礫を1%含む。しまりあり。	

6	32	31	58.9	黒褐色土（10YR2/3）と黒色土（10YR2/1）と褐色砂質土（10YR4/6）の混層。中粒状の礫を1%含む。しまりあり。炭化物あり。	木製品（M1）あり
7	30	24	36.8	黒色土（10YR2/1）に褐色砂質土（10YR4/6）を極小から大粒状に5%、大粒状の礫を1%含む混層。しまりあり。	
8	26	24	11.0	黒色土（10YR2/1）と褐色砂質土（10YR4/6）の混層。しまりあり。	
9	22	20	17.8	暗褐色土（10YR3/4）に褐色砂質土（10YR4/6）を極小から中粒状に5%、褐色灰（10YR5/1）を1%含む混層。炭化物あり。	
10	26	22	4.6	黒色土（10YR2/1）に褐色砂質土（10YR4/6）を極小から小粒状に5%含む混層。しまりあり。 【柱根】にぶい黄橙色粘土（10YR6/4）。粘性強い。	
11	28	23	4.7	黒褐色土（10YR2/3）に褐色砂質土（10YR4/6）を極小から小粒状に5%、小粒状の礫を2%含む混層。しまりあり。	
12	40	22	44.0	黒褐色土（10YR2/3）に褐色砂質土（10YR4/6）を極小から小粒状に7%、小粒状の礫を2%含む混層。しまりあり。	
13	20	18	9.1	覆土なし	
14	26	20	23.6	黒色土（10YR2/1）に暗褐色土（10YR3/3）を大から極大状に3%、褐色砂質土（10YR4/6）を小から中粒状に5%、灰黃褐色粘土（10YR4/2）を小粒状に1%含む混層。しまりあり。	
15	28	28	15.0	黒色土（10YR2/1）に褐色砂質土（10YR4/6）を中から大粒状に3%、褐色粘土（7.5YR4/4）とにぶい黄褐色土（10YR4/3）とにぶい黄橙色粘土（10YR6/4）を大塊状に含む混層。	他に柱穴2基あり。
16	72	63	22.0	黒褐色土（10YR2/3）に褐色砂質土（10YR4/6）を極小から小粒状に3%、黒色土（10YR2/1）を中から大塊状に3%、褐色粘土（7.5YR4/4）を中板状に1%、小粒状の礫を2%含む混層。しまりあり。炭化物あり。	S3, 4の他石7個とF5が出土
17	20	18	24.3	黒褐色土（10YR2/3）に褐色砂質土（10YR4/6）を極小から小粒状に2%、褐色粘土（7.5YR4/4）を大粒状に含む混層。	
18	40	28	20.7	黒褐色土（10YR2/3）に褐色砂質土（10YR4/6）を極小から大粒状に3%、小粒状の礫を2%含む混層。しまりあり。炭化物あり	他に柱穴1基あり。
19	36	28	38.2	覆土なし。	
20	50	42	40.8	黒褐色土（10YR2/3）に褐色砂質土（10YR4/6）を極小粒状に2%、黒色土（10YR2/1）を大粒状に1%、灰黃褐色灰（10YR4/2）をうすい板状に1%含む混層。	石1個
21	22	14	16.9	黒褐色土（10YR2/3）に褐色砂質土（10YR4/6）を小から大粒状に5%、中から大粒状の礫を2%含む混層。しまりなし。	P11
22	31	22	15.3	黒褐色土（10YR2/3）に褐色砂質土（10YR4/6）を極小から中粒状に3%、黒色土（10YR2/1）を3%、暗赤褐色粘土（5YR3/6）を小粒状に1%含む混層。炭化物あり。	
23	24	14	5.7	覆土なし。	
24	30	30	34.0	黒褐色土（10YR2/3）に褐色砂質土（10YR4/6）を極小粒状に2%、大粒状の礫を1%含む混層。	F3, 4
25	20	18	5.3	覆土なし。	
26	28	26	8.3	暗褐色土（7.5YR2/3）に暗赤褐色燒土（5YR3/6）を小粒状に2%、褐色砂質土（10YR4/6）を極小粒状に2%含む混層（鉄分を多く含む）。	
27	26	24	18.2	柱穴Pit15と同じ。	
28	38	30	28.9		石1個

図5 A区の検出遺構



2) B区(図6、写真2)

B区は土蔵の北側に東西トレントとして設定したものであり、調査面積11.25m²、検出遺構としては東西に走る溝跡SD02(写真2-1・2)だけである。SD02の規模は上端幅200cm、下端幅30~80cm、深さ130cm、主軸方向は東-5度-北であり、東から西側へ緩い傾斜がある。覆土の上半部には部分的に現代の擾乱が認められたが、覆土中層には中世段階の遺物と底面近くからは土師器・須恵器を中心とする古代の遺物が出土した。地主の有馬氏の聞き取りでも、このような溝を掘った記憶がないという話だったので、中世以前の構築と推定される。

主な出土遺物は、ほとんどがSD02からの出土であり、15世紀前半の珠洲擂鉢(図写真No12)、珠洲の系譜に連なる技法で製作された14世紀代と推定される擂鉢口縁部片(図写真No14)、角釘(図写真No24)、土師器坏底部片(図写真No19)などがある。

●B区SD02層序注記(図6対応)

- 第1層 黒褐色土(10YR2/2)に黄褐色土(10YR5/8)を極小から極大粒状に3%、暗褐色粘土(7.5YR3/4)をうすい板状に1%、極大粒状の礫を2%含む混層。しまりなし。
問1 黒褐色土(10YR2/2)に、黄褐色土(10YR5/8)を大塊状に20%含む混層。しまりなし。
第2層 黒褐色土(7.5YR2/2)に、褐色砂質土(10YR4/6)を極小粒状に3%、小粒状の礫を1%含む混層。しまりあり。
第3層 黒色土(10YR2/1)に、黄褐色土(10YR5/8)を極小から小粒状に2%、褐色砂質土(10YR4/6)を極小から中粒状に2%含む混層。
第4層 黒色土(10YR2/1)に、黄褐色土(10YR5/8)を小粒状に1%含む混層。炭化物あり。
第5層 黒色土(10YR2/1)に、褐色砂質土(10YR4/6)を中粒状に1%、黄褐色土(10YR5/8)を中粒状に1%含む混層。
第6層 暗褐色土(10YR3/4)に、黒色土(10YR2/1)を2%含む混層。
第7層 暗褐色土(10YR3/4)に、小から大粒状の礫を30%含む混層(砂鉄あり)。しまり強い。

3) C区(図6、写真2)

C区はB区に接して、土蔵の東側を南北に設定したトレントであり、調査面積は6m²である。本区の北側でB区検出溝跡SD02の南側壁面が検出されていることから同溝の幅が確定できる。他の検出遺構としては柱穴が4基あるのみで、現代の擾乱穴が認められ、遺構そのものは薄い状況である。中世の遺物は出土していない。

図6 B区・C区の検出遺構と層序

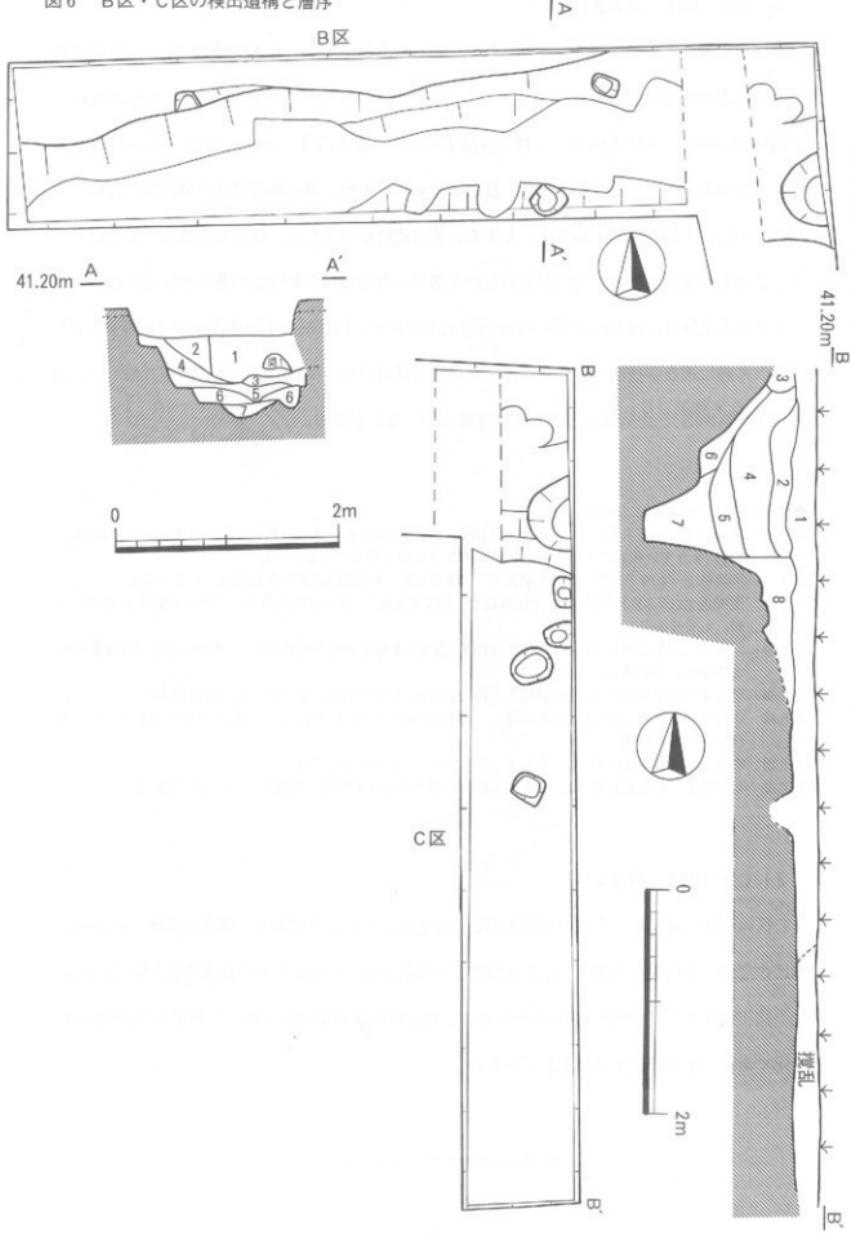


表3 C区柱穴注記

柱穴No	長径 (cm)	短径 (cm)	深さ (cm)	覆土注記	備考
1	38	30	15.6	黒褐色土(10YR2/2)に、黄褐色土(10YR5/8)を大粒状に2%、褐色砂質土(10YR4/6)を極小から小粒状に3%含む混層。	
2	28	24	13.9	黒褐色土(10YR2/2)に、褐色土(7.5YR4/6)を15%含む混層。	

● C区S D02東壁セクション層序注記(図6対応)

第1層 黒褐色土(10YR2/2)に、黄褐色土(10YR5/8)を大粒状に2%、褐色砂質土(10YR4/6)を極小から小粒状に3%、小粒状の礫を3%含む混層。

第3層 黒色土(10YR1.7/1)に、小粒状の礫を1%含む。

第7層 暗褐色土(10YR3/4)に、小から大粒状の礫を30%含む混層(砂鉄あり)と褐色砂質土(10YR4/6)の互層になっている。

第8層 黒褐色土(10YR2/2)に、褐色砂質土(10YR4/6)を極大粒状に1%、大粒状の礫を2%含む混層。

* 2層、4層、5層、6層は、B区S D-02覆土と同じである。

4) D区(図7、写真2・3)

D区は倉庫東側を南北に長さ750cm、幅100cmで南北に設定したトレンチであり、検出遺構としては北側から竪穴状遺構(S X02)、溝跡(S D03)、竪穴集石遺構(S X03)、井戸跡(S E02)、竪穴状遺構(S X05)と、若干の柱穴がある。

S X02 竪穴状遺構と想定されるが、部分的にしか検出できなかったことから全体はわからない。また東側には柱穴を有する竪穴状遺構も重複しており、北側には層序の搅乱もみられる。遺物としては、覆土から砥石(図写真No30)が1点出土している。

S D03 幅30cm、深さ4~8cmと浅い溝であり、方向は北-30度-西に伸び、出土遺物はない。

S X03 長軸85cm、短軸80cmの方形の掘り方で深さは確認面から60cmを測る。覆土中央部に集石が認められ(写真3-2・3)、最下層から羽口が出土している(写真3-4)。出土遺物としては覆土から瀬戸灰釉卸皿(図写真No10)、床面直上から羽口(図写真No21)が出土している。

S E02 径130cm前後の円形の掘り方をした井戸跡である。地山面から120cmまで掘り下げ、

覆土から染付皿（図写真№6・8）2点と鉄銭（図13-13、写真10-13）が出土している。

S X05 柱穴を有する竪穴状遺構と思われるが、全形がわからぬため不明。出土遺物もない。

この他、遺構確認面から出土した遺物として瀬戸灰釉の縁軸皿（図写真№9）がある。

表4 D区遺構注記

遺構名	長径 (cm)	短径 (cm)	深さ (cm)	覆 土 注 記	備 考
Pit 1	26	24	25.8	黒褐色土（10Y R2/2）に、褐色砂質土（10Y R4/6）を極小粒状から小粒状に15%，小粒状の礫を2%含む混層。炭化物あり	
SX-03	86	76	34.7	黒褐色土（10Y R2/2）に、褐色砂質土（10Y R4/6）を極小粒状から小粒状に2%，小から中粒状の礫を3%含む混層。炭化物骨片を含む。にぶい黄褐色土（10Y R7/2）を含む。	自然石7、羽口1出土

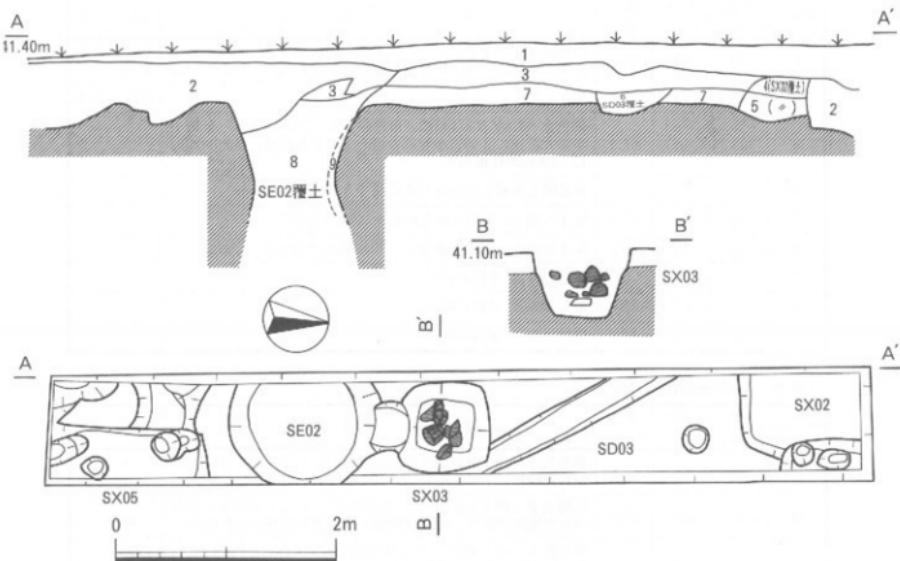
5) E区（図8、写真4・5）

E区は、東西450cm、南北370cmの方形トレンチで、南側F区に接し、調査面積は16.65m²である。検出遺構としては井戸跡（SE01）と竪穴建物跡（ST01・ST02）、と若干の柱穴がある。

S E01（写真4-3） 本トレンチの北壁に接する状況で検出され、ST01（旧）と重複している。上層にある1・2層は搅乱盛土であることから掘り下げ段階の面は不明である。径110cm前後の円形の形状で、深さは重複しているST01床面から133cm前後で、旧地表から240cm前後と推定される。覆土から白磁皿（図写真№3）、染付碗（図写真№4）、鉄鍋片と推定される不明鉄製品（図写真№25）、砥石（図写真№28）の他、魚骨と思われる自然遺物、用途不明の土製品（図写真№20）が1点出土している。出土遺物と重複関係から16世紀代の年代を想定できる。

S T01（写真5） 竪穴建物跡の南壁と西壁のみ検出し、一辺300cmほどの規模を有すると推定される。南側にスロープ状の入口を有、北側にもう一つの竪穴建物跡が存在する可能性が高い。主柱穴は№1・2・3・6・9と推定され、№5も可能性がある。いずれも地山からの深さが55cm以上あり、しっかりした掘り方である。他に検出された柱穴は重複する竪穴建物跡の柱穴と推定される。出土遺物としては、床面直上から刀子状鉄製品（図写真№23）が1点あるのみである。

図7 D区の検出構造と層序



●D区西壁セクション層序注記

- 第1層 黒褐色土（10Y R2/3）に、黄褐色砂質土（10Y R5/6）を極小粒状に1%、小粒状の礫を1%含む混層。しまりなし。盛土。
- 第2層 黒褐色土（10Y R2/3）と黒色土（7.5Y R2/1）と黄褐色砂質土【（10Y R5/6）（地山）】と明黄褐色砂質土【（10Y R6/6）（地山）】と小から大粒状の礫を含む擾乱層（ユンボーによる天地逆し層）。
- 第3層 黒褐色土（10Y R2/3）に、黄褐色砂質土（10Y R5/6）を極小粒状に2%、小から中粒状の礫を3%含む混層。しまりあり。
- 第4層（SX02覆土） 黒褐色土（10Y R2/2）に、褐色砂質土（10Y R4/6）を小から中粒状に1%含む混層。
- 第5層（SX02覆土） 黒褐色土（10Y R2/2）に、褐色砂質土（10Y R4/6）を小から極大粒状に20%含む混層。
- 第6層（SD02覆土） 黒褐色土（10Y R2/2）に、褐色砂質土（10Y R4/6）を極小粒状に下層に3%、中粒状の礫を2%含む混層。
- 第7層 黒褐色土（10Y R2/2）に、暗褐色土（7.5Y R3/4）を下層に20%、大粒状の礫を2%含む混層。
- 第8層（SE02覆土） 黒褐色土（10Y R2/2）に、褐色砂質土（10Y R4/6）を極小粒状に1%、小粒状の礫を1%含む混層。
- 第9層（SE02覆土） 黒褐色土（10Y R2/2）に、褐色砂質土（10Y R4/6）を極小粒状に1%、小粒状の礫を1%、にぶい黄橙色灰（10Y R7/2）が板状に入り込む混層。

表5 E区ST01柱穴注記

柱穴No	長径 (cm)	短径 (cm)	深さ (cm)	覆土注記	備考
1	40	32	69.3	黒褐色土(10YR2/2)に、褐色砂質土(7.5YR4/6)を小から大粒状に5%、中粒状の礫を3%含む混層。しまりなし。	他に柱穴1あり。
2	48	34	57.2	No.1と同じ。	柱穴3あり
3	22	18	61.4	黒色土(7.5YR2/2)に、褐色砂質土(7.5YR4/6)を極小から大粒状に3%、小粒状の礫を2%含む混層。しまりなし。 12×13cmの柱根あり。	
4				S E01と重複しているため確認できず。	
5	50	30	62.2	No.1と同じ。北側に褐色砂質土(7.5YR4/6)。	
6	29	26	55.2	No.1と同じ。炭化物あり。20×18cmの柱根あり。	
7				確認のみ。(東側の壁)	
8				確認のみ。(東側の壁)	
9	27	23	72.8	確認のみ。(東側の壁)	

表6 その他の柱穴注記

柱穴No	長径 (cm)	短径 (cm)	深さ (cm)	覆土注記	備考
10	29	18	7.3	黒褐色土(10YR2/2)に、褐色砂質土(7.5YR4/6)を小から大粒状に7%、中粒状の礫を3%含む混層。しまりなし。	
11	22	22	18.6	黒褐色土(10YR2/2)に、褐色砂質土(7.5YR4/6)を小から大塊状に30%、中粒状の礫を3%含む混層。しまりなし。	
12	22	22	55.6	黒褐色土(10YR2/2)に、褐色砂質土(7.5YR4/6)を小から中粒状に2%、中粒状の礫を2%含む混層。炭化物を含む。黄灰色火(2.5YR6/1)を1%含む。しまりなし。	
13	25	16	16.3	黒褐色土(10YR2/2)に、褐色砂質土(7.5YR4/6)を小から大粒状に5%、中粒状の礫を2%、黄灰色(2.5YR6/1)を1%含む混層。しまりなし。	他に柱穴1あり。
14	25	23	8.3	黒褐色土(10YR2/2)に、褐色砂質土(7.5YR4/6)を中粒状に2%、小粒状の礫を3%、炭化物、焼土をそれぞれ1%ずつ含む混層。しまりあり。	
15	27	20	43.3	褐色砂質土(7.5YE4/6)に、黒褐色土(10YR2/2)を7%、小粒状の礫を2%含む混層。しまりあり。柱根が砂質土。	

ST02(写真5) 壁穴建物跡の南壁と東壁の一部を検出しているが、規模は不明。床面に灰の分布が認められ、主柱穴は柱根を有するNo.20・21・22・24・25が想定され、No.23は不明である。出土遺物は、床面直上から白磁内湾皿(図写真No.2)と須恵器坏片(図写真No.16)、覆土から土師器坏底部片(図写真No.31)が出土している。覆土は北壁で明確な立ち上がりを検出できたが、西壁では搅乱部分も多く明確に検出できなかった。

表7 E区ST02柱穴注記

柱穴No	長径 (cm)	短径 (cm)	深さ (cm)	覆土注記	備考
20	36	24	36.5	柱根：黒褐色土（10YR2/3）に黄褐色砂質土（10YR5/6）を極小から小粒状に2%、小粒状の礫を1%含む混層。しまりなし。 掘り方：黄褐色砂質土（10YR5/6）。しまりなし。小から中粒状の礫を2%含む。	他に柱穴1あり。
21	34	28	39.7	柱根、掘り方、ともにNo20と同じ。	
22	33	26	33.4	柱根：黒褐色土（10YR2/3）に褐色質土（7.5YR4/6）を極小から小粒状に2%、小粒状の礫を1%含む混層。しまりなし。 掘り方：褐色砂質土（7.5YR4/6）。	
23	24	14	5.8	柱根：黒褐色土（10YR2/3）に黄褐色砂質土（10YR5/6）を極小粒状に1%、小粒状の礫を2%含む混層。 掘り方：黄褐色砂質土（10YR5/6）に柱根の土が若干混じっている。	
24	29	18	—	黄褐色砂質土（10YR5/6）。	
25	21	16	17.7	柱根：黒褐色土（10YR2/3）に褐色砂質土（7.5YR4/6）を極小から小粒状に5%、小粒状の礫を1%含む混層。しまりなし。 掘り方：褐色砂質土（7.5YR4/6）。しまりなし。	

表8 E区柱穴注記

柱穴No	長径 (cm)	短径 (cm)	深さ (cm)	覆土注記	備考
26	26	24	14.1	黒褐色土（10YR2/3）に、褐色砂質土（7.5YR4/6）を極小から中粒状に3%、小から中粒状の礫を2%、灰黄褐色粘土（10YR5/2）を中粒状に1%含む混層。しまりなし。	
27	40	36	76.4	黒褐色土（10YR2/3）に、褐色砂質土（7.5YR4/6）を極小から中粒状に1%、小から中粒状の礫を3%、灰黄褐色粘土（10YR5/2）を中粒状に1%、褐色粘土（7.5YR4/3）を中粒状に1%含む混層。しまりなし。炭化物あり。	

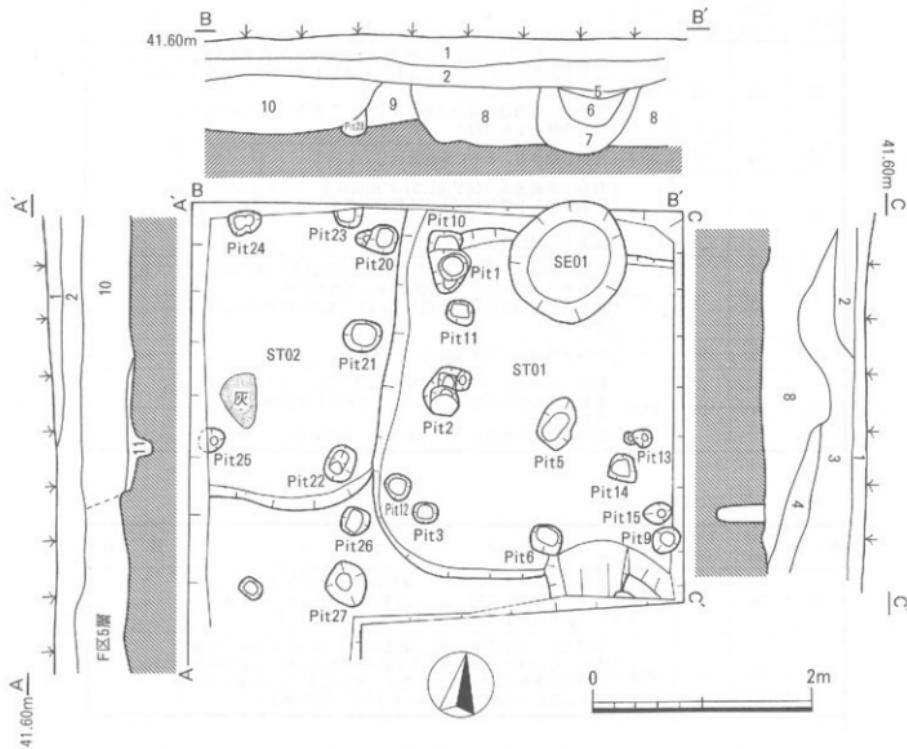
この他、本トレンチでは第2層から12世紀後半代と想定されるかわらけ（土師器皿）（図写真No13）と染付碗（図写真No.5）が出土しており、染付碗はSE01覆土出土のものと類似している。

6) F区（図9、写真6）

F区は、調査区の南側に位置し、新館の南側法面付近まで長さ19m、幅150cmの南北に長いトレンチを設定したもので、北側に溝跡（SD01）が検出された以外、畑の天地返しによる搅乱が大部分であり、地山上に残った柱穴4基を検出したのみである。

SD01（写真6-3） 幅200~150cm、深さ90cm前後を計り、方向は北-60度-東に振れ北

図8 E区の検出遺構と層序



●E区東壁・北壁・西壁層序注記

- 第1層 黒褐色土（10YR 2/3）に、黄褐色砂質土（10YR 5/6）を極小粒状に1%、小粒状の礫を1%含む混層。しまりなし。
- 第2層 黒褐色土（10YR 2/3）に、黄褐色砂質土（10YR 5/6）を極小粒状に2%、小粒状の礫を1%含む混層。
- 第3層 黒褐色土（10YR 2/3）に、黄褐色砂質土（10YR 5/6）を極小から中塊状に7%、灰黄褐色粘土（10YR 5/2）を中粒状に2%、中粒状の礫を2%含む混層。炭化物あり。しまりなし。
- 第4層 黒褐色土（10YR 2/3）に、にぶい黄褐色土（10YR 7/2）が板状に入り込んでいる。黄褐色砂質土（10YR 5/6）を中粒状に2%、小粒状の礫を1%、焼土を小粒状に1%含む混層。しまりなし。
- 第5層 (SE01覆土) 黒褐色土（10YR 2/3）に、黄褐色砂質土（10YR 5/6）を極小から小粒状に1%、小粒状の礫を1%含む混層。しまりなし。
- 第6層 (SE01覆土) 黒褐色土（10YR 2/3）に、黄褐色砂質土（10YR 5/6）を小から中粒状に2%、小粒状の礫を1%含む混層。炭化物あり。しまりなし。
- 第7層 (SE01覆土) 黒褐色土（10YR 2/3）に、灰黄褐色砂質土（10YR 6/2）を10%、黄褐色砂質土（10YR 5/6）を小から大粒状に3%、小から中粒状の礫を3%含む混層。炭化物あり。しまりなし。
- 第8層 (ST01覆土) 黒色土（7.5YR 2/1）に、明褐色砂質土（7.5YR 5/6）を小から極大粒状に7%、中から大粒状の礫を3%含む混層。炭化物あり。しまりなし。
- 第9層 極暗褐色土（7.5YR 2/3）に、黄褐色砂質土（10YR 5/6）を小から大粒状に5%、中粒状の礫を3%含む混層。しまりなし。
- 第10層 (ST02覆土) 黑色土（7.5YR 2/1）に、黄褐色砂質土（10YR 5/6）を極小粒状に1%、にぶい黄褐色土（10YR 7/2）がうすい板状に入り込む混層。

東から南西に傾斜を有している。床面には磁石に付着する砂鉄が多量に認められ、出土遺物も覆土から須恵器壺肩部片（図写真No17）、土師器壺底部片（図写真No18）、土師器壺底部片（図写真No19）など出土した古代の遺物のみで中世の遺物は確認できなかった。

柱穴No.2の覆土から、無文銭・輪銭が11個出土している（写真6-2、写真10）。ただし、掘立柱建物跡の柱穴なのか竪穴建物跡の柱穴なのか調査面積が狭いことと、地山の削平が激しいため確認できなかった。なお、このような銭貨の出土状況は祭祀的な埋納と推定され、無文銭・輪銭の拓影は図13に示したので参照願いたい。

この他、搅乱層から出土した遺物としては青磁蓮弁文碗（図写真No1）、染付皿（図写真No7）、瀬戸美濃灰釉皿底部（図写真No11）、砥石（図写真No27）、滑石製と推定される不明石製品（温石の破片か？）（図写真No29）などがあった。

表9 F区柱穴注記

柱穴No.	長径 (cm)	短径 (cm)	深さ (cm)	覆 土 注 記	備 考
1	26	18	14.1	黒色土（7.5Y R2/1）に、黄褐色砂質土（10Y R5/8）を小から中粒状に5%含む混層。炭化物を1%含む。しまりなし。	
2	26	24	47.1	黒褐色土（10Y R2/3）に、黄褐色砂質土（10Y R5/8）を極小から中粒状に10%含む混層。小粒状の礫を2%、炭化物を1%含む。しまりなし。	C 1 ~ 11 (無文銭・輪銭)出土
3	24	18	48.0	黄褐色砂質土（10Y R5/6）。しまりなし。 柱根：褐色砂質土（7.5Y R4/3）。しまりなし。	
4	24	18	11.2	暗褐色土（10Y R3/4）に、黄褐色砂質土（10Y R5/8）を極小粒状に3%、小粒状の礫を2%含む混層。	

●F区西壁層序注記

第1層 黒褐色土（10Y R2/3）に、黄褐色砂質土（10Y R5/6）を極小粒状に2%、小粒状の礫を1%含む混層。

間1 黑褐色土（10Y R2/3）に、黄褐色砂質土（10Y R5/6）を極小粒状に2%、小粒状の礫を1%、黒色土（7.5Y R2/1）を中塊状に3%含む混層。しまりあり。

第2層 黒褐色土（10Y R2/3）に、黄褐色砂質土（10Y R5/6）を極小粒状に2%、小から中粒状の礫を3%含む混層。しまりあり。表土。

第3層 黑褐色土（10Y R2/3）に、小から中粒状の礫を2%含む混層。（旧地表面）

第4層 黑褐色土（10Y R2/3）と黒色土（7.5Y R2/1）と黄褐色砂質土（10Y R5/6）（地山）と明黄褐色砂質土（10Y R6/6）（地山）と小から大粒状の礫を含む搅乱層（ユンボーによる天地逆し層）。

第5層 黑褐色土（10Y R2/2）と黒色土（7.5Y R2/1）の混層。黄褐色砂質土（10Y R5/6）を小粒状に1%、中から大粒状の礫を2%含む。炭化物あり。（ユンボーによる天地逆し層）

第6層（SD01覆土） にぶい黄褐色土（10Y R4/3）。

第7層（SD01覆土） 黒色土（10Y R1.7/1）に、黄褐色砂質土（10Y R5/6）を極小粒状に下層に2%、小

粒状の礫を 1 % 含む混層。しまり強い。

第8層（SD01覆土） オリーブ褐色砂質土（2.5Y 4/4）と小から中粒状の礫を 3 % と砂鉄の互層。

第9層（SD01覆土） 灰黄褐色土（10Y R 4/2）に、黄褐色砂質土（10Y R 5/6）を小から大粒状に 3 %、小粒状の礫を 3 %、灰白色（10Y R 7/1）の凝灰岩浮石層を 2 % 含む混層。

第10層（SD01覆土） オリーブ褐色砂質土（2.5Y R 4/4）と灰黄褐色土（10Y R 4/2）と小から中粒状の礫と砂鉄の互層。

第11層 黄褐色砂質土（10Y R 5/6）。明黄褐色砂質土（10Y R 6/6）。南側ほど砂質になる。地山。

N 調査成果とまとめ

今回の発掘調査は、6ヶ所のトレーナーで 85.9m² という狭い範囲での調査であった。当初は宅地化によって中世遺構は破壊されていると予想されたが、意に反し堅穴建物跡 2 基、井戸跡 2 基、溝跡 3 本、堅穴状遺構 2 基を検出することができた。さらに、上層の擾乱がみられても下層地山付近では中世段階の柱穴も確認でき、一部からは銭貨（無文銭・輪銭）を埋納している事例も存在した。

出土遺物では、浪岡城跡内館・北館などと同様に、中国製陶磁器（青磁・白磁・染付）や瀬戸美濃・珠洲などの国産陶器も出土し、浪岡城の一平場であることを確認できた。ただし、これまで新館は 16 世紀後半に成立したという大方の予想をくつがえし、15 世紀段階における青磁・白磁・瀬戸美濃の陶磁器が出土しており、築城当初から成立していた可能性も否定できなくなつた。

さらに、堅穴建物跡や井戸跡の重複関係からみると、遺構は新館全体に広がると予想され、今後はそのような視点から新館の史跡保存に対応する必要がある。最後に、地主である有馬氏には発掘調査中、車庫などを休憩場所として提供していただき感謝申し上げる次第である。

図9 F区の検出遺構と層序

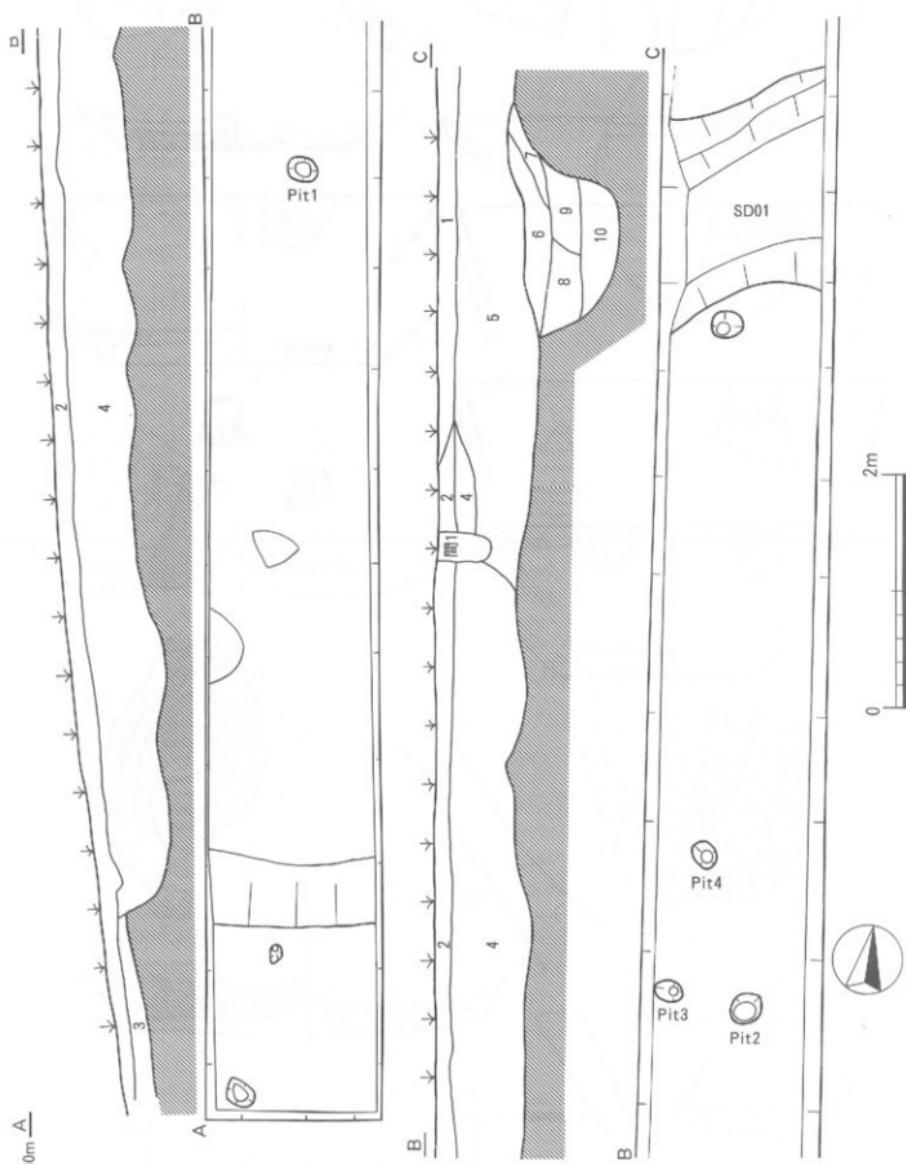


図10 出土遺物実測図(1)

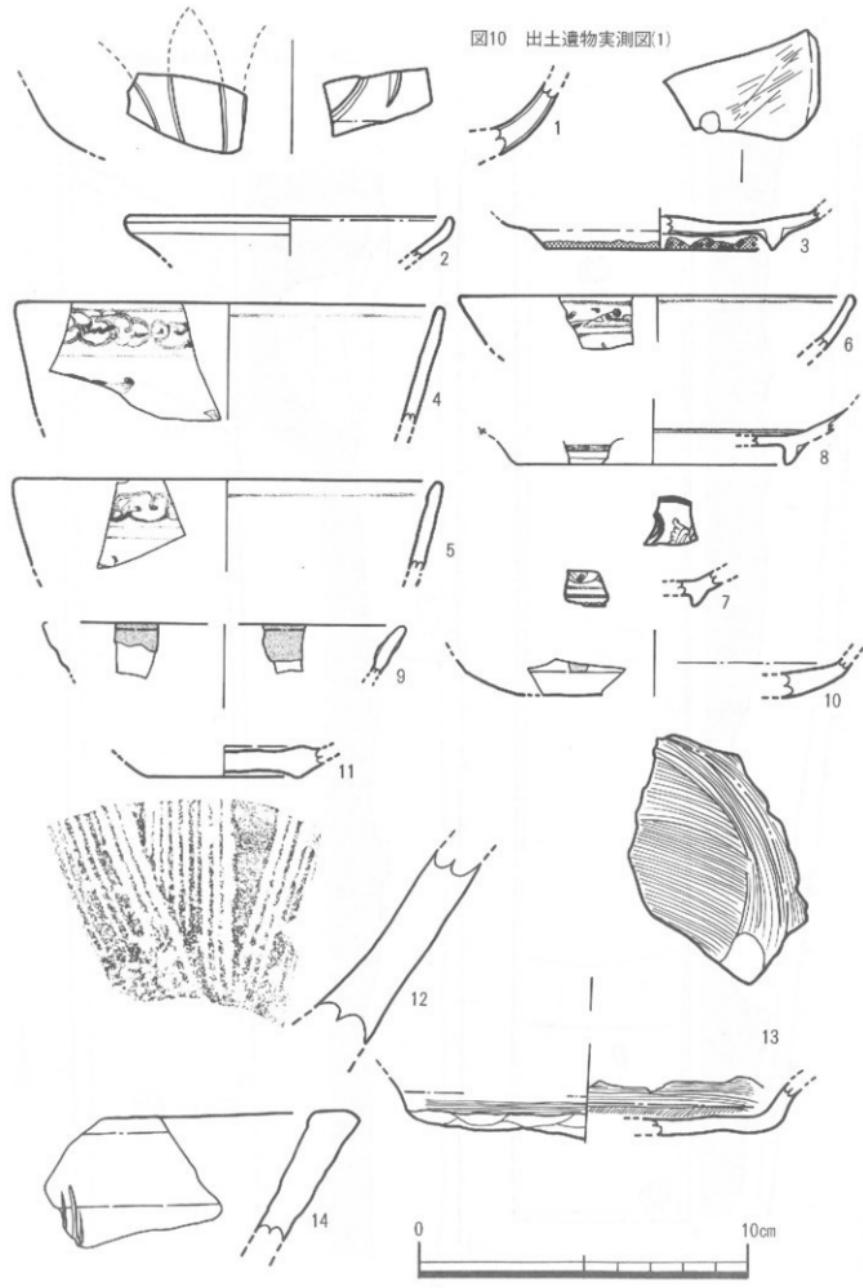


図11 出土遺物実測図(2)

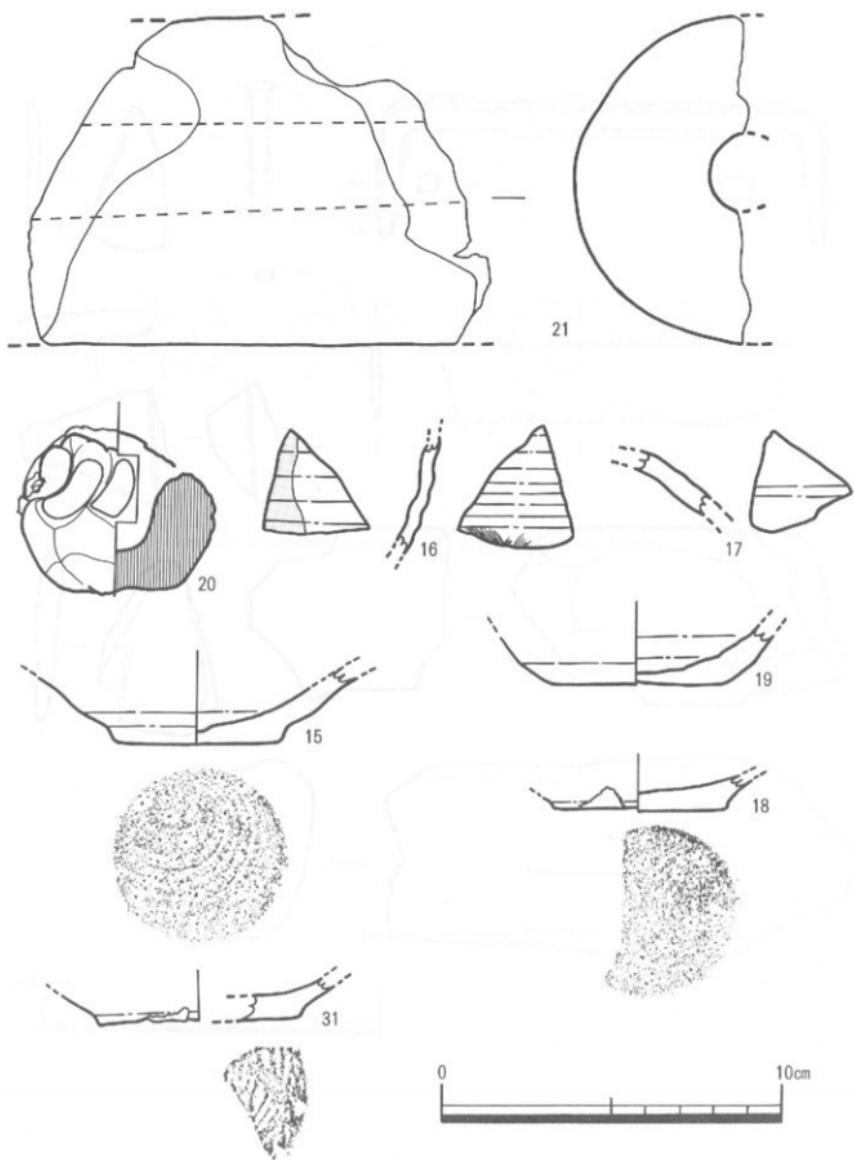


図12 出土遺物実測図(3)

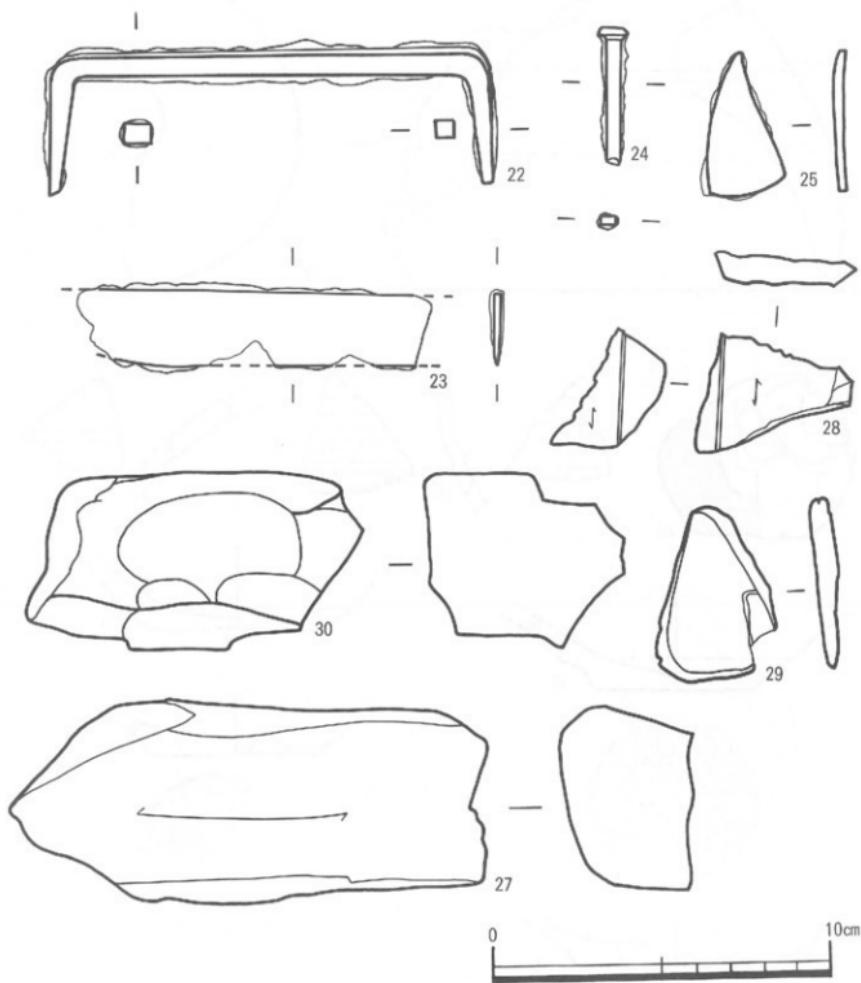
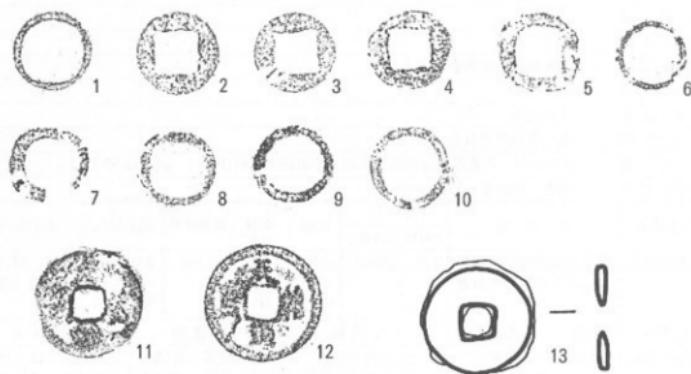


図13 出土銭貨拓影図・他



発掘調査抄録

ふりがな	へいせい12ねんど なみおかじょうあと (しndaてちく) はっくつちょうきょうこうこくしょ						
書名	平成12年度 浪岡城跡（新館地区）発掘調査報告書						
副書名							
巻次	X I						
シリーズ名	浪岡城跡発掘調査報告書						
シリーズ番号	第11集						
執筆者名	工藤清奈						
編集機関	浪岡町教育委員会						
所在地	038-1311 青森県南津軽郡浪岡町大字浪岡字福村101-1 Tel0172-62-1111						
発行年月日	西暦 2001年 3月 30日						
所取遺跡名	所在地	コード 市町村 遺跡番号	北緯	東経	調査面積	調査期間	調査原因
史跡浪岡城跡	青森県南津軽郡浪岡町 大字五本松字松本37番地	229 29020	40度 43分 00秒	140度 36分 44秒	85.9m ² ~	20010904 20011006	史跡の現状変更に伴う発掘調査
所取遺跡	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項	
浪岡城跡新館地区	城館	中世・平安時代	堅穴建物跡2基 井戸跡2基 溝跡3本 堅穴状遺構2基 柱穴	中世陶磁器（青磁・白磁・染付・瀬戸美濃・珠洲）、土器器、須恵器、鉄製品、土製品、錢貨			新館地区ではじめて中世遺構・遺物の確認を行った。

写真 1



(1) A区調査状況
(北側から)



(2) A区完掘状況 (南側から)



(3) A区柱穴の根石 ?
(Pit16)

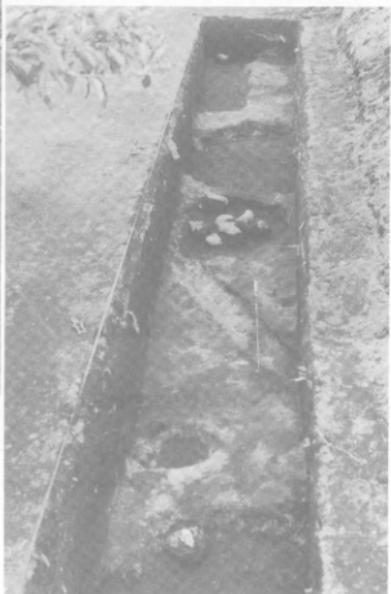
写真 2



(1) B・C区検出の
SD02東壁層序
(西側から)



(2) B区完掘状況 (SD02)
(西側から)



(3) D区遺構確認状況
(北側から)



(1) D区完掘状況（南側から）



(2)

(2) D区 SX03
集石状況



(3)

(3) D区 SX03
集石状況

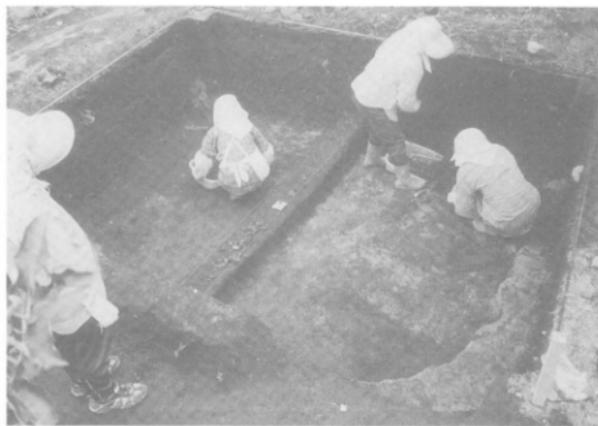
(4) D区 SX03
羽口出土状況



(4)

写真 3

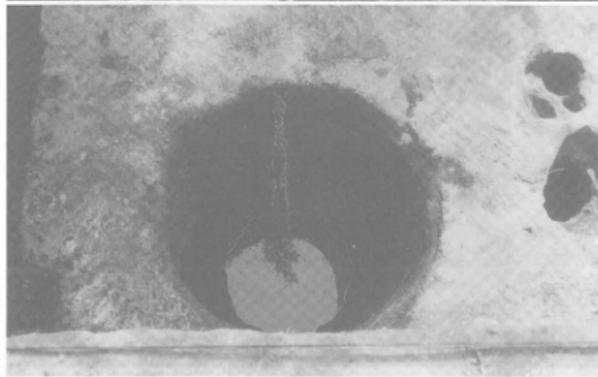
写真 4



(1) E 区発掘状況
(南西側から)



(2) E 区 ST01・SE01
掘り下げ状況
(南東側から)



(3) E 区 SE01
完掘状況
(北側から)



(1) E区 ST01(手前)
ST02完掘状況
(東側から)



(2) E区 ST01(左)
ST02完掘状況
(北側から)

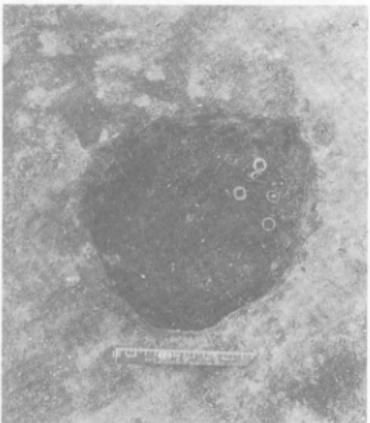


(3) E区 ST01(右)
ST02(左)完掘状況
(南側から)

写真 6



(1) F区 完堀状況
(北側から)

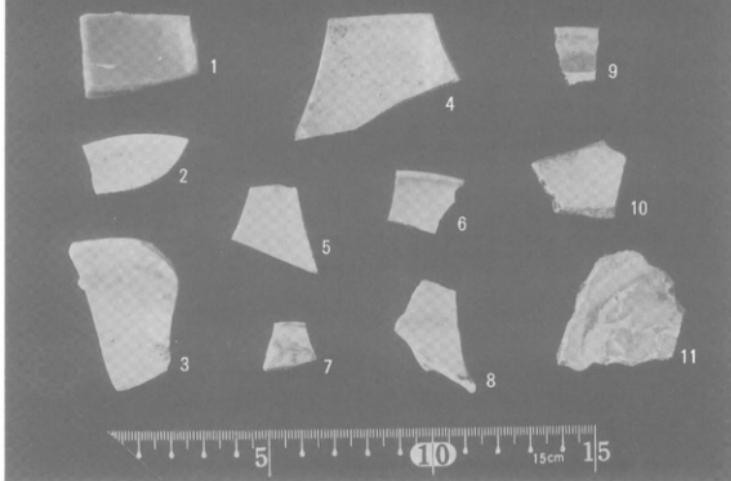
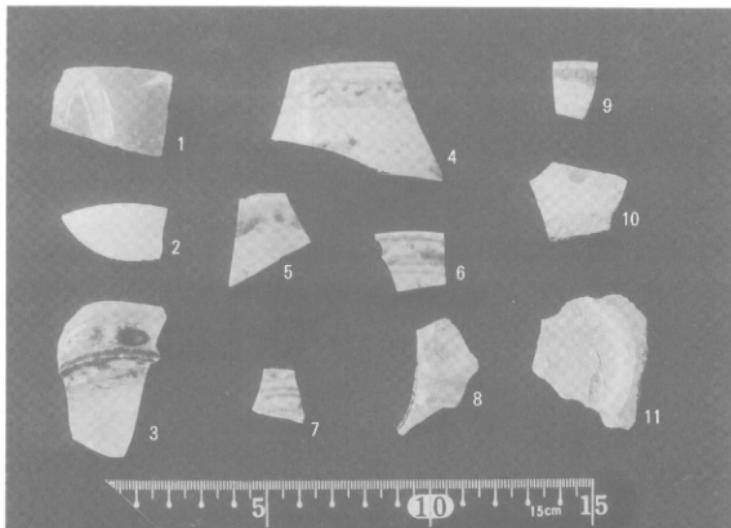


(2) F区 柱穴から出土した
無文銭と輪銭
(南側から)



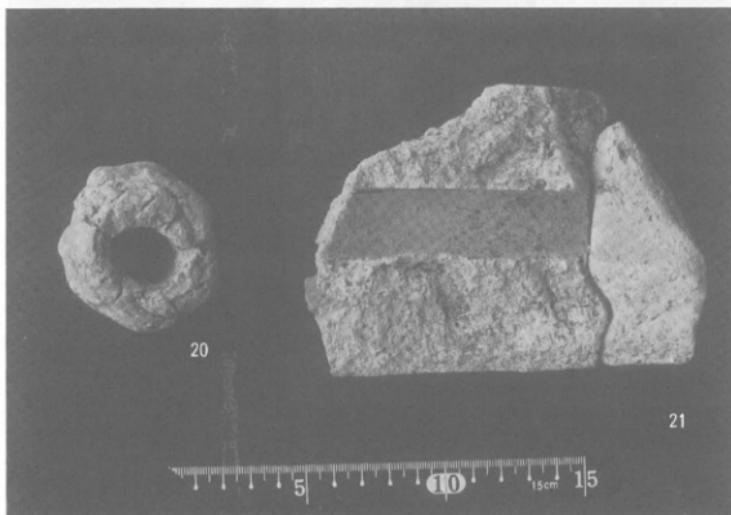
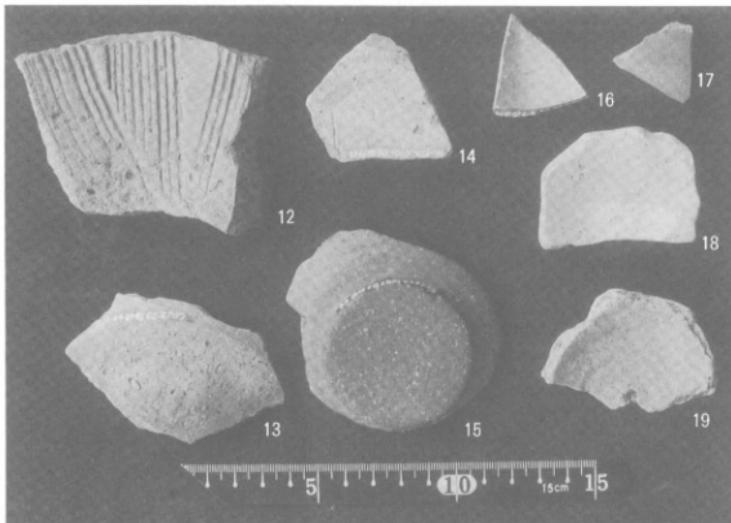
(3) F区 SD01完掘状況
(北側から)

写真 7



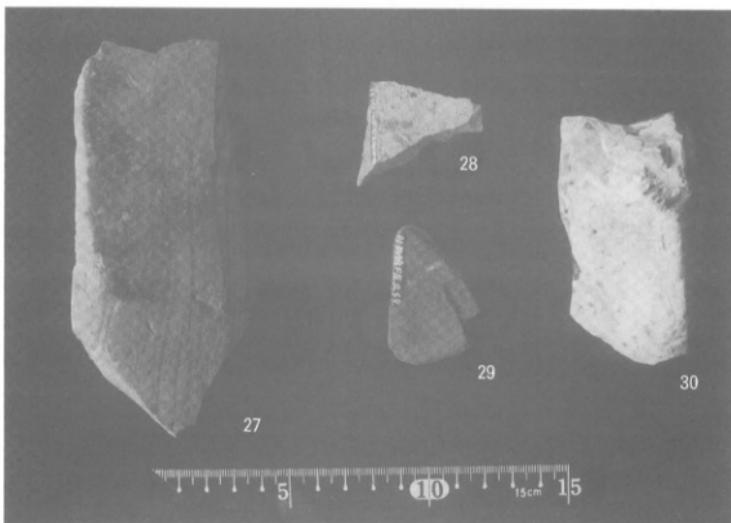
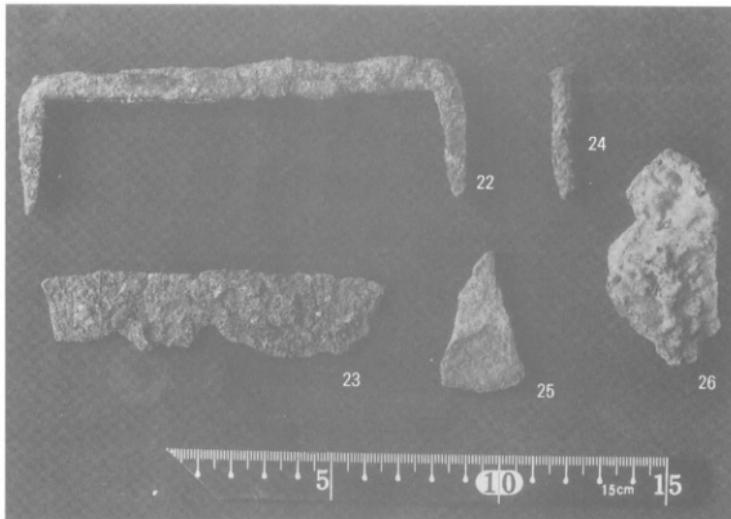
出土陶磁器

写真 8

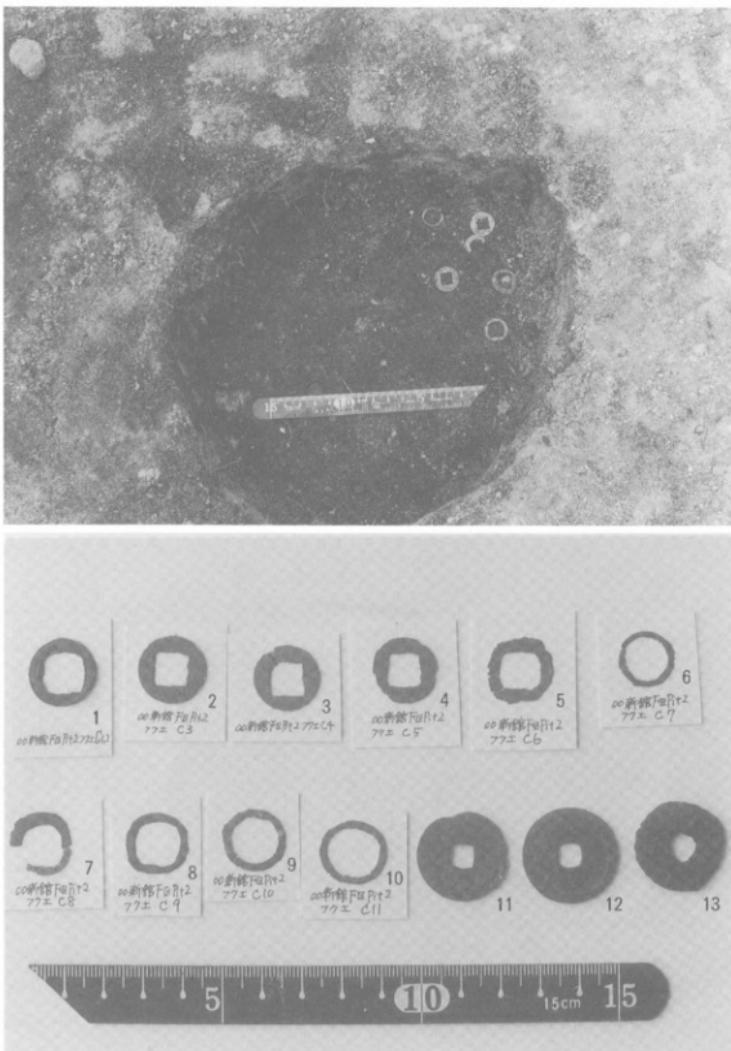


出土した陶器・土器・土製品

写真 9



出土した鉄製品・石製品



F区 柱穴No.2 銭貨出土状況（上段）と出土した無文錢・輪錢、その他の錢貨（下段）

平成12年度

野尻（4）遺跡調査概報

2001年3月

浪岡町大积迦工業団地調査会

野尻（4）遺跡調査概要

遺 跡 の 名 称	野尻（4）遺跡（青森県遺跡番号 29063）
種 別	集落跡
調 査 期 間	2000年4月24日～11月22日
所 在 地	青森県南津軽郡浪岡町大字高屋敷字野尻地内
調 査 機 閣	浪岡町大糸迦工業団地調査会（会長 三浦 貞栄治）
調 査 担 当 者	浪岡町大糸迦工業団地調査会 主任調査員 高杉博章 調査員 高橋昌也 村上章久 高橋 均 調査補助員 成田昭美 葛西真里子 長内孝幸 赤平香織 水洞佐哉子 工藤 司
調 査 面 積	約37,000m ²
調 査 の 原 因	工業団地開発
検 出 遺 構	縄文時代：Tピット1 平安時代：建物跡70、土坑189、溝跡64、井戸跡4、耕作跡5 焼土跡59、円形周溝遺構2、埋設土器1、性格不明堅穴状遺構3、 ピット27
出 土 遺 物	縄文土器・石器・土師器・須恵器・鉄製品・土製品・石製品 (コンテナ 約80箱)
遺 跡 の 時 期	縄文時代、平安時代
遺 物 の 保 管	浪岡町大糸迦工業団地調査会整理事務所（浪岡町役場第2庁舎）

I 遺跡の概要と調査経過

本遺跡は浪岡町市街中心部から北へ約3kmの所に位置し、大沢川西方の低位段丘面上に立地する。今回の調査区域は、発掘調査期間中に実施された地形測量の結果によれば、西側が標高51m前後、東側が標高44m前後と西から東へ傾斜面を形成している。

今回の調査区域に隣接する東側では、1994年に国道7号線バイパス建設事業に伴う事前調査が県埋蔵文化財調査センターによって実施され、19,800m²の調査面積で縄文時代のTピット4基、土坑1基、平安時代の建物跡41軒、掘立柱建物跡11棟、土坑86基、溝跡107条、井戸跡1基、耕作跡2基、焼土跡4基、環濠1条などが検出されている。

4月24日より開始した発掘調査は、物理探査の際に設定されたグリッドを利用して5×5mを基本単位とするグリッドを設定し、人力による坪掘り表土掘削、遺構確認の試掘調査を5月2日まで実施した。5月8日からは、調査区域の南半部は人力による表土掘削および遺構確認作業を継続し、北側から重機による全面表土掘削を開始した。調査区域の北側半分の表土掘削と遺構確認のはば完了した5月30日より、南側の表土掘削・遺構確認作業と併行して遺構調査を開始した。6月17日には重機による表土掘削を、7月19日には遺構確認作業を終え、7月21日に遺跡基本土層図を作成した。全体が遺構調査に携わることになったのは7月24日である。

遺構発掘調査に際しては、国家座標に拠った10×10mを基本単位とするグリッドを設定し、西から東へアルファベットでA～S、北から南へ算用数字で1～27というように表記した。遺構確認面積は36,758m²となった。

B～P-1～10区では、建物跡（継続中のものも含め、SI001～018・021～026・031・044）を中心とする遺構の調査を行い、9月30日に第1回目の航空写真撮影を実施した。同日には墳墓と推定される1号円形周溝遺構（SDH001）の主体部と考えられる部分について脂肪酸分析のための土壤サンプル採集を行った。なお、7月4日には3号耕作跡（SA003）について植物珪酸体分析のための土壤サンプル採集を行っている。

B～R-11～17区では、建物跡（継続中のものも含め、SI019・020・027～030・032～043・045～072）を中心とする遺構の調査を行い、11月14日に第2回目の航空写真撮影を実施した。

11月に入って、航空写真撮影準備期間にも遺構の調査は併行して進められたが、今年度の予

定区域における発掘調査を終了したのは11月22日である。調査面積は約21,000m²となり、来年度に調査を持ち越したものも含めて、建物跡70軒、土坑189基、溝跡64条、井戸跡4基、耕作跡5基、焼土跡61基、円形周溝遺構2基、埋設土器1基、性格不明堅穴状遺構3基、ピット27基、Tピット1基を検出した。

結果的に、今回の調査区域は県埋文センター実施の調査区域と一連の遺跡としてとらえることができ、全体的には遺構の密集度の濃い大規模集落であることが明らかとなった。

II 遺跡の基本層序

本遺跡の基本層序は、調査区域の北壁で2箇所、東壁で4箇所の計6地点を選んで作成した。基本的には県調査区域の層位区分に拠ったが、Ⅱ層に対比される黒土層は沢筋にあたる部分ではやや厚く、4層に細分された。また、本遺跡Ⅲ層は水成堆積の特徴を示すとされる県調査区域のⅢ層に対比されるであろう。先にも述べたように、調査区域北側における東西の比高差は7m前後である。遺構確認面はⅡ層下面ないしⅢ層上面である。

Ⅰ 層：黒褐色土（厚さ15～40cm） 表土層で、粘性はなく、やや締まりがある耕作土である。

Ⅱ a層：暗褐色土（厚さ10～15cm） 上～中位に明黄褐色火山灰（観察のかぎりではB-Tm）を断続的に挟む。粘性は弱く、やや締まりがある。調査区域北西側に偏在する。

Ⅱ b層：黒色土（厚さ10～25cm） 下半は褐色味を帯び、やや明色を呈する。粘性は弱く、やや締まりがある。

Ⅱ c層：黒色土（厚さ約20cm） 沢筋に堆積した黒色土である。粘性は弱く、やや締まりがある。

Ⅱ d層：灰褐色粘質土（厚さ5～10cm） Ⅲ層への漸移層である。粘性、締まりがある。

Ⅲ 層：淡黄色粘土 黄褐色味が濃くなる部分もある。

III 検出遺構の概略

(1) 建物跡

建物跡は70軒検出された。外周溝ないし建物跡に火山灰を堆積する建物跡は21軒であったが、重複関係から火山灰降灰以前の建物跡は、発掘時の所見から判断するかぎりでは少なくとも23軒存在することになる。カマドの位置を中心にみた建物跡およびカマドの設けられた壁間に開口する外周溝の方位は南東ないし東で、きわめて齊一性が強い。また、建物跡には、掘立柱建物跡の付設されたものと掘立柱跡の確認できなかったものがあるが、掘立は側柱式が多く、総柱式も認められる。竪穴の規模(南北×東西)は最大値である。

	形態	規模(南北×東西×深さ)	竪 窓	掘立柱(奥)	外周溝(全長×幅×深さ)	火山灰
SI001	方形	(3.56)×3.60m×20cm	南東	3.56×3.44m	(26.2)m×16~78cm×11~53cm	無
002	方形	2.50×2.48m×3.2cm	南東	—×3.6m	(26.53)m×56~81cm×28.9~66cm	無
003	(方形)	(3.48)×(2.36)m×34cm	南東	—	(a)25.5m×48~146cm×23.6~68.2cm (b)(18.1)m×(30~180)cm×7.1~32cm	無
004	(長方形)	(4.5)×(5.20)m×18cm	南東	(4.42)×4.2m	(24.4)m×90~180cm×8.1~52.2cm	無
005	方形	4.75×4.97m×23.2cm	南東	—	(a)(27.36)m×20~181cm×4.7~68.8cm (b)(24.4)m×(22~84)cm×(8.3~29.7)cm	無
006	方形	3.38×3.34m×18cm	(南東)	—	—	無
007	方形	4.10×4.12m×20.1cm	南東	3.5×3.48m	(a)22.2m×46~136cm×22.1~55.5cm (b)(20.6)m×(60~160)cm×15.6~26.6cm	無
008	方形	3.88×4.00m×22cm	南東	4.6×4.0m	34.9m×22~126cm×11.2~48.5cm	有
009	(方形)	(4.35)×(3.36)m×5cm	南東	5.5×3.92m	(35.34)m×16~(78)cm×9.7~54.4cm	無
010	方形	3.52×3.92m×3.5~4.5cm	南東	4.3×3.62m	(21.1)m×38~114cm×13.8~66.5cm	有
011	方形	6.70×6.80m×1.5~23.5cm	南東	4.8×4.28m	(22.16)m×22~100cm×7.5~66cm	有
012	方形	5.22×(5.24)m×0~2cm	—	—	(26.08)m×68~128cm×20~85cm	有
013	—	—	南東	4.66×—m	6.12m×42~62cm×19.5~37.3cm	無
014	(長方形)	(6.49)×(5.69)m×0cm	—	4.22×3.74m	37.68m×87~220cm×15~54cm	有
015	(方形)	(6.72)×(7.10)m×0cm	—	5.58×5.35m	38.28m×68~240cm×10~53cm	無

SI016	方形	2.70×2.96m×21.8cm	南東	—	(13.36)m×30~118cm×15.1~41.2cm	無
017	—	4.20×(2.56)m×5.1cm	—	—	(15.6)m×62~132cm×50.6~81.9cm	無
018	(方形)	3.32×3.15m×0cm	南東	2.6×—m	(a)23.3m×37~90cm×29~49cm (b)16.8m×80~140cm×29~48cm	無
019	方形	4.50×4.60m×18.7cm	南東	—	22.9m×35~114cm×30.8~66cm	無
020	方形	4.30×3.76m×26.0cm	東	—	29.2m×16~48cm×17~49cm	無
021	—	—	—	4.16×3.78m	(新)33.44m×32~188cm×11.6~46.7cm (旧)(23.7)m×(56)~(172)cm×8.1~82.5cm	有
022	—	—	南東	4.36×3.12m	(新)(27.22)m×68~98cm×38.8~64cm (旧)(21.08)m×38~102cm×19.5~62.8cm	無
023	長方形	5.10×5.70m×0~18.9cm	南東	5.5×4.66m	35.2m×59~139cm×11~63.7cm	有
024	方形	(1.48)×1.94m×0cm	南東	—	19.98m×45~130cm×22~51cm	有
025	方形	3.05×2.78m×8.4cm	南東	—	(17.9)m×50~93cm×37~56cm	無
026	方形	4.12×3.92m×26cm	南東	5.78×3.94m	(a)38.7m×12~100cm×7.4~62cm (b)(11.7)m×(88)cm×44~56cm	有
027	方形	3.28×3.47m×0cm	—	—	17.46m×50~120cm×20~59cm	無
028	方形	3.50×3.76m×16cm	南東	—	22.35m×19~85cm×15~45cm	無
029	(方形)	4.26×(1.76)m×0cm	南東	—	(5.2)m×34~82cm×11.7~33.3cm	無
030	—	—	—	—	(a)19.28m×68~148cm×5.8~48cm (b)58~134cm×16.5~42.5cm	無
031	長方形	3.64×3.28×1.4~7.2cm	—	—	20.3m×46~98cm×28~67.9cm	無
032	方形	2.95×2.80m×0cm	—	—	(a)(3.32)m×65~105cm×21~42cm (b)13.76m×44~98cm×16~35cm	無
033	—	—	—	—	22.22m×70~120cm×27~62cm	有
034	(方形)	(3.2)×(2.73)m×0cm	南東	—	—	無
035 a	方形	4.31×4.07m×2~13cm	南東	3.44×3.70m	24.8m×16~110cm×15~51cm	無
035 b	—	4.06×(0.92)m×3~6cm	—	—	—	—

SI036	(方形)	(3.54)×(4.22)m×0cm	(南東)	4.46m×—m	15.88m×38~40cm×15~60.4cm	無
037	方形	3.1×3.5m×17cm	東	—	(a)15.75m×25~60cm×18~39cm (b)(12.1)m×34~72cm×20~58cm	有
038	方形	3.65×3.75m×31cm	東	—	(12.49)m×57~135cm×7~20cm	有
039	方形	3.23×2.90m×58cm	(南東)	—	—	無
040	(長)方形	5.24×4.50m×9cm	東	—	(16.32)m×26~71cm×9~33cm	有
041	方形	4.29×4.60m×5cm	南東	—	9.38m×51~95cm×17~35cm	有
042 a	長方形	4.97×4.47m×19cm	東	4.2×4.1m	26.18m×52~140cm×6~64cm	有
042 b	長方形	4.30×(2.38)m×0cm	東	—	—	—
043	方形	(5.52)×(5.36)m×0cm	—	(4.52)×3.88m	(31.84)m×126~286cm×3.5~40.2cm	有
044	—	(4.78)×(3.62)m×0~5cm	—	—	—	無
045	長方形	3.20×4.51m×0~5.7cm	南東	4.11×4.32m	19.4m×17~86cm×11.4~56.3cm	有
046	(方形)	5.30×4.80m×0cm	(南東)	—	20.8m×22~102cm×26.1~99.6cm	無
047	(方形)	(2.12)×(1.48)m×21cm	—	—	—	無
048	方形	1.94×2.12m×0~2.8cm	南東	—	—	無
049	—	4.56×(0.72)m×0~1.3cm	—	—	—	無
050	—	—	—	—	14.76m×38~124cm×13.2~45cm	無
051	(方形)	6.60×6.20m×2.6~4.1cm	—	(2.96)×7.2m	28.76m×20~90cm×9.6~50.2cm	有
052	方形	4.00×4.48m×3.6~9.2cm	—	3.72×3.8m	(57.2)m×50~100cm×9.7~65.9cm	有
053	方形	(3.80)×(3.80)m×1~5cm	—	—	(新)(32)m×(34~50)cm×(18.9~46.2)cm (旧)(30.5)m×—×(11.4~24.9)cm	無
054	?	?	?	?	(31.48)m×92~160cm×15~66cm	無
055	方形	4.90×4.77m×13cm	南東	—	20.80m×31~115cm×51~95cm	無
056	方形	4.60×4.40m×0cm	南東	6.00×5.36m	27.48m×38~76cm×37~66cm	無
057	方形	6.78×6.78m×10cm	東	—	39.58m×50~107cm×12~66cm	無
058 a	長方形	7.68×6.80m×3cm	東	—	26.05m×40~90cm×18~60cm	無
058 b	方形	6.91×6.50m×14.9cm	—	—	—	無

SI059	長方形	2.26×3.10m×0cm	—	—	—	無
060	方形	4.54×4.28m×2.7cm	南東		26.48m×22~70cm×3~64.1cm	無
062	—	—	—	—	(9.8)m×30~96cm×11.1~54.8cm	無
063	方形	4.10×3.26m×5cm	—	—	24.4m×56~175cm×12~73cm	有
064	方形	(3.93)×4.25m×2cm	—	—	(7.80)m×(59~74)cm×4~13cm	有
065	調査継続		?	?	?	?
066	方形	4.30×3.70m×0cm	東		—	無
067	調査継続		?		?	?
068	調査継続		?		?	?
069	調査継続		—	—	?	有
071	—	(2.89)×(2.65)×0cm	南東	—	—	無
072	調査継続		?		—	?

(2) 土 坑

土坑は189基検出された。それらには、外周溝先端と重なるもの、外周溝のいづれかの部分と重複するもの、建物跡に付属しない単独のもの等がある。外周溝と重なるものの多くは、溝に伴う施設であった可能性が強い。

形態		規模（長軸×短軸×深さ）			
SK001	楕円形	286×229×64.2cm	002	楕円形	191×(162)×55.5cm
003	楕円形	211×146×58cm	004	円形	157×139×38cm
005	円形	98×96×36cm	006	円形	96×(81)×32cm
007	円形	(64)×(47)×30cm	008	?	(38)×(37)×30cm
009	楕円形	226×120×56cm	010	楕円形	(207)×145×60cm
011	楕円形	321×234×70cm	012	円形	141×128×38cm
013	(楕円形)	91×(90)×37cm	014	(楕円形)	221×(167)×43cm
015	円形	249×238×68cm	016	不整長方形	136×77×23cm
017	楕円形	135×39×14cm	018	円形	102×98×46cm

SK019	不整長方形	178×125×42cm	020	円形	146×125×73cm
021	(円形)	(180)×(170)×38cm	022	楕円形	178×97×31cm
023	楕円形	(332)×229×70cm	024	楕円形	(309)×(196)×68cm
025	不整楕円形	305×132×38cm	026	不整楕円形	261×135×52cm
027	隅丸長方形	262×(151)×41cm	028	楕円形	128×(90)×35cm
029	隅丸長方形	112×(86)×61cm	030	隅丸方形	176×(89)×56cm
031	(円形)	132×(50)×21cm	032	(楕円形)	125×(113)×31cm
033	円形	103×93×26cm	034	楕円形	203×166×2.5~38.3cm
035	不整楕円形	267×133×54cm	036	円形	200×140×43.2cm
037	楕円形	168×95×52.7cm	038	楕円形	115×(94)×41cm
039	円形	82×74×18cm	040	楕円形	203×163×79cm
041	楕円形	130×102×29cm	042	円形	116×123×14cm
043	円形	111×110×34cm	044	円形	61×63×48cm
045	欠番		046	円形	76×74×31cm
047	不整楕円形	(172)×120×53cm	048	(円形)	(96)×90×53cm
049	不整円形	116×123×29~40cm	050	楕円形	(293)×177×40.2cm
051	円形	60×55×34cm	052	楕円形	132×117×47cm
053	欠番		054	円形	107×95×56cm
055	(楕円形)	(75)×80×28cm	056	(円形)	150×(140)×42cm
057	円形	75×74×36cm	058	楕円形	194×102×56.7cm
059	円形	76×70×39.7cm	060	不整楕円形	107×125×48cm
061	不整楕円形	226×172×56cm	062	欠番	
063	楕円形	149×105×54cm	064	楕円形	174×220×42cm
065	楕円形	267×146×86cm	066	(円形)	(152)×(79)×38cm
067	楕円形	(164)×131×69cm	068	楕円形	130×157×50cm
069	不整楕円形	124×120×60cm	070	不整楕円形	230×202×58cm
071	楕円形	276×190×72cm	072	不整楕円形	294×170×60cm

SK073	不整椭円形	180×129×65cm	074	欠番	
075	椭円形	254×154×81.4cm	076	円形	96×92×35.5cm
077	円形	121×(88)×42cm	078	不整椭円形	212×(131)×55.2cm
079	不整椭円形	368×(237)×49cm	080	円形	115×118×34cm
081	欠番		082	欠番	
083	不整椭円形	197×141×32cm	084	椭円形	215×181×49cm
085	椭円形	144×(95)×40cm	086	不整方形	190×185×72cm
087	円形	92×88×24cm	088	椭円形	214×135×24cm
089	不整椭円形	90×60×58cm	090	不整椭円形	149×113×82cm
091	椭円形	248×131×55cm	092	椭円形	182×141×40cm
093	椭円形	118×96×39.4cm	094	椭円形	109×86×55cm
095	円形	120×112×59cm	096	不整椭円形	143×122×62cm
097	椭円形	135×115×78cm	098	(椭円形)	128×86×58.8cm
099	円形	85×80×35cm	100	椭円形	86×75×22cm
101	円形	257×249×63cm	102	(不整椭円形)	(94)×(60)×34cm
103	不整長方形	120×83×31cm	104	欠番	
105	椭円形	225×135×81cm	106	(椭円形)	(182)×141×56cm
107	円形	196×170×50cm	108	長方形	103×78×11cm
109	椭円形	147×89×54cm	110	不整椭円形	175×57×50cm
111	不整円形	154×146×48cm	112	椭円形	204×172×25cm
113	円形	182×172×68cm	114	椭円形	316×107×58cm
115	椭円形	112×74×64cm	116	円形	82×82×18cm
117	(椭円形)	(175)×(90)×62cm	118	不明	(126)×(79)×28~44cm
119	不整椭円形	138×91×33cm	120	長方形	139×106×31cm
121	椭円形	199×132×45cm	122	椭円形	104×88×23.6cm
123	椭円形	130×86×31.6cm	124	不整椭円形	108×83×50cm
125	(椭円形)	(169)×(125)×26cm	126	不整円形	134×131×32cm

SK127	楕円形	155×113×22cm	128	楕円形	174×117×30cm
129	円形	131×113×6.4~23.7cm	130	楕円形	149×102×12cm
131	欠番		132	欠番	
133	(楕円形)	(187)×106×28cm	134	楕円形	144×82×25cm
135	円形	126×(141)×61cm	136	(楕円形)	(169)×134×74cm
137	楕円形	196×150×28cm	138	楕円形	208×137×43cm
139	円形	135×133×54cm	140	(不整楕円形)	233×(152)×40cm
141	(隅丸長方形)	(93)×77×32cm	142	楕円形	146×115×36cm
143	楕円形	207×108×43cm	144	(円形)	(56)×95×(30)cm
145	楕円形	155×117×72.6cm	146	(不整円形)	158×127×74cm
147	円形	75×59×57cm	148	楕円形	78×68×16cm
149	円形	86×85×27cm	150	円形	110×107×49cm
151	(不整円形)	(156)×(155)×54cm	152	(楕円形)	54×(47)×40cm
153	不整楕円形	216×206×70.4cm	154	楕円形	250×116×43cm
155	不明	143×296×48cm	156	不明	(174)×(38)×(40)cm
157	欠番		158	欠番	
159	欠番		160	欠番	
161	調査継続		162	調査継続	
163	楕円形	(136)×91×14cm	164	円形	80×77×14cm
165	調査継続		166	調査継続	
167	調査継続		168	調査継続	
169	調査継続		170	楕円形	(130)×111×22cm
171	調査継続		172	調査継続	
173	調査継続		174	調査継続	
175	(楕円形)	170×(75)×44cm	176	欠番	
177	欠番		178	楕円形	130×98×52cm
179	隅丸方形	105×104×75cm	180	円形	91×86×12cm

SK181	楕円形	236×172×53.2cm	182	楕円形	185×150×35cm
183	楕円形	396×(152)×40cm	184	調査継続	
185	調査継続		186	調査継続	
187	調査継続		188	調査継続	
189	楕円形	290×240×56.5cm	190	(不整長方形)	(170)×140×57cm
191	調査継続		192	調査継続	
193	調査継続		194	調査継続	
195	調査継続		196	調査継続	
197	円形	68×(50)×24cm	198	楕円形	203×178×39~53cm
199	楕円形	147×82×47cm	200	調査継続	
201	楕円形	120×87×18~48cm	202	楕円形	124×86×18cm
203	(楕円形)	(211)×(84)×56cm	204	円形	112×106×52cm

(3) 溝 跡

溝跡は64条検出された。大半は平安時代の所産と考えられるが、SD015・019は近世以降（おそらく近・現代）の道路状造構の掘り方である可能性が強く、SD005・006・007・052については伴出遺物からは明確に時期決定できないが、あるいは中世まで降る可能性があり、SD048・049・050・062・065もそれらに近い時期の所産と推定される。

規模（全長×幅×深さ）

SD001	(37.40)m×41.5~68cm×16.5~53.3cm	002	(27.70)m×28.2~46.8cm×5.6~31.2cm
003	(12.70)m×30~51cm×17.8~36.2cm	004	(34.10)m×35.1~152.8cm×13.6~35.2cm
005	(187.80)m×32~80cm×26.2~63.7cm	006	(271.40)m×40.2~125.5cm×31~101.7cm
007	(175.70)m×20~75cm×5.8~28cm	008	欠番
009	(6.90)m×22~48cm×10.6~22.5cm	010	(44.40)m×31.2~70.4cm×7.6~21.4cm
011	7.72m×30~128cm×8~26.8cm	012	(20.10)m×12~33cm×0.5~17.7cm
013	29.68m×9~38cm×0.3~27cm	014	36.2m×54~84cm×3.9~40.2cm

SD015	(50.80)m×102~148cm×2~25cm	016	4.20m×29~34cm×10~16cm
017	3.87m×24~32cm×8~12cm	018	(55.15)m×55~115cm×37~79cm
019	(52.00)m×24~70cm×7~45cm	020	5.32m×15~35cm×10.2~29.6cm
021	(15.38)m×73~95cm×54~69cm	022	10.55m×17~25cm×7~11cm
023	8.74m×20~30cm×4.8~22.8cm	024	38.6m×40~104cm×11.3~49cm
025	2.44m×32~44cm×13.6~27.2cm	026	(a)17.7m×75×32.8cm(b)7.44m×58×20.8cm
027	7.19m×19~33cm×6~23cm	028	欠番
029	10.20m×11~32cm×9.2~33.1cm	030	6.72m×10~47cm×4.3~18.7cm
031	欠番	032	(42.12)m×22.4~112cm×1.1~22.3cm
033	(19.04)m×26~48cm×3.1~13.9cm	034	(12.52)m×44.5~80.5cm×13.1~41.8cm
035	(14.6)m×23.2~103.9cm×2.5~15.8cm	036	(5.52)m×33~53cm×7.6~16.2cm
037	(4.64)m×18~38cm×3~11.4cm	038	41.16m×65~121cm×7~36cm
039	(5.44)m×29~47.2cm×15.4~32cm	040	80.60m×52~67cm×14.9~59.6cm
041	11.70m×12~22cm×3~13cm	042	(9.61)m×16~33cm×6~9cm
043	2.06m×32~56cm×9.7~17.1cm	044	5.94m×56~100cm×13.1~42cm
045	4.62m×100~138cm×23.9~47.1cm	046	2.06m×38~56cm×27.3~37cm
047	(12.16)m×61~102cm×14.9~42.8cm	048	(10.62)m×95~105cm×7~21.2cm
049	(85.8)m×35~138cm×2.6~90.9cm	050	(75.8)m×75~155cm×27.8~80.4cm
051	欠番	052	(49.1)m×65~115cm×48~67.4cm
053	(6.68)m×28~72cm×11.4~24.2cm	054	5.02×42~76cm×7~38cm
055	3.91m×42cm×27~64cm	056	2.85m×47cm×5~12cm
057	調査継続	058	20.03m×25~69cm×8~32cm
059	3.00m×35~51cm×16~57cm	060	3.00m×28~37cm×5~15cm
061	8.10m×48~100cm×7~48cm	062	(18.6)m×18.2~101.5cm×1~16.1cm
063	(5.73)m×48~117cm×18~47cm	064	(2.24)m×14~42cm×11~13cm
065	(26.4)m×28.8~105cm×1~36.8cm	066	2.56m×12~24cm×13.4~19.8cm
067	調査継続	068	9.22m×13~40cm×5~22cm

(4) 井戸跡

井戸跡は4基検出された。SE001・002・004はG・H列、標高48～50mの間にそれぞれ約60mの間隔で並んでいる。SE003はD-4区、SE002の北西約40mに位置する。

確認面での掘り方平面形		規模（確認面径・井戸底径・深さ）
SE001	円形	142×132cm・60×55cm・173cm
002	円形	146×138cm・85×74cm・95cm
003	円形	外径272×240cm・内径147×120cm・110×98cm・101cm
004	隅丸方形	(137)×(125)cm・66×62cm・239cm

(5) 耕作跡

耕作跡（畝状遺構）は5基検出された。SA001・002はSI011・012と、SA004はSI028と重複していずれもこれらの建物跡を切っている。植物珪酸体分析の結果では、ヒエ・アワの類の栽培の可能性が認められた。

方位	規模（範囲）	畝間条数	
SA001	N-S 北-南	3.24m×東-西 1.98m	3
002	N-S 北-南	2.64m×東-西 3.66m	4
003	N-S 北-南	4.90m×東-西 7.78m	9
004	NE-SW 北東-南西	5.48m×北西-南東 13.04m	14
005	NW-SE 北西-南東	3.00m×北東-南西 4.45m	6

(6) 焼土跡

調査区域の北西-南東ないしは西-東方向に黒土の堆積した浅い沢が幾筋か認められたが、焼土の堆積の大部分は、この沢状の黒土の部分に59基確認された。これらには、建物跡より新しいものと古いものがあり、集落の営まれていた時期にはほぼ併行して形成された可能性が強いが、不定形で掘り方をもたず、性格は不明である。

規模（範囲×厚さ）

SF001 北東-南西 2.56m×北西-南東 3.23m×0.9～6.8cm 002 北東-南西 3.14m×北西-南東 3.72m×23cm

SF003	北東-南西	0.85m×北西-南東	0.65m×11.4cm	004	北東-南西	1.48m×北西-南東	2.18m×8cm
005	東-西	8.42m×北-南	6.90m×17cm	006	北東-南西	2.18m×北西-南東	2.50m×8cm
007	北東-南西	2.09m×北西-南東	2.00m×14cm	008	東-西	3.60m×北-南	5.22m×22cm
009	東-西	4.40m×北-南	3.20m×14cm	010	東-西	4.52m×北-南	4.03m×21cm
011	東-西	1.18m×北-南	1.67m×17cm	012	東-西	2.22m×北-南	2.19m×10cm
013	東-西	3.97m×北-南	3.70m×24cm	014	東-西	1.45m×北-南	1.76m×10cm
015	北東-南西	3.10m×北西-南東	6.58m×20cm	016	北東-南西	6.68m×北西-南東	3.70m×20cm
017	北東-南西	2.85m×北西-南東	3.90m×14cm	018	北東-南西	1.54m×北西-南東	0.90m×14cm
019	東-西	1.96m×北-南	1.47m×8cm	020	北東-南西	20.40m×北西-南東	5.00m×32cm
021	東-西	0.98m×北-南	1.16m×11cm	022	東-西	2.30m×北-南	5.06m×13cm
023	東-西	1.92m×北-南	2.04m×15cm	024	東-西	2.60m×北-南	2.54m×15cm
025	東-西	2.55m×北-南	1.98m×17cm	026	東-西	0.90m×北-南	0.70m×6cm
027	東-西	1.05m×北-南	0.74m×8cm	028	北東-南西	8.40m×北西-南東	(30.12)m×20.4cm
029	北東-南西	1.06m×北西-南東	1.50m×14cm	030	東-西	1.89m×北-南	1.60m×10cm
031	東-西	3.14m×北-南	2.82m×12cm	032	東-西	6.34m×北-南	3.39m×23cm
033	東-西	1.94m×北-南	1.53m×4~14cm	034	東-西	1.25m×北-南	1.48m×5~9cm
035	東-西	2.28m×北-南	1.98m×6~12cm	036	東-西	1.61m×北-南	1.59m×5~9cm
037	北東-南西	3.96m×北西-南東	2.22m×15cm	038	北東-南西	1.63m×北西-南東	1.79m×17.5cm
039	北東-南西	3.93m×北西-南東	3.22m×11.3cm	040	東-西	1.71m×北-南	1.74m×7~9cm
041	東-西	2.16m×北-南	2.00m×12~19cm	042	東-西	1.32m×北-南	1.63m×10cm
043	北東-南西	16.06m×北西-南東	5.48m×14cm	044	北東-南西	(1.63)m×北西-南東	3.40m×6cm
045	北東-南西	0.88m×北西-南東	1.30m×9cm	046	北東-南西	(1.30)m×北西-南東	(1.98)m×12cm
047	北東-南西	3.22m×北西-南東	5.36m×14cm	048	北東-南西	4.68m×北西-南東	17.44m
049	欠番			050	北東-南西	4.48m×北西-南東	5.73m×8cm
051	北東-南西	4.16m×北西-南東	5.69m×12cm	052	東-西	5.56m×北-南	3.71m×14cm
053	北東-南西	1.94m×北西-南東	2.20m×12cm	054	北東-南西	3.18m×北西-南東	5.20m×8cm
055	東-西	1.25m×北-南	0.85m×5cm	056	東-西	1.13m×北-南	0.9m×3~8cm

SF057 東-西	1.64m×北-南	1.06m×2~4cm	058 欠番		
059 北東-南西	0.40m×北西-南東	0.29m×4cm	060 北東-南西	0.72m×北西-南東	1.24m
061 東-西	8.4m×北-南	6.9m×7~57cm			

(7) 円形周溝遺構

調査区域の東側、O・P-9~11区で2基の円形周溝遺構が検出された。SDH001の南東約12mにSDH002が位置する。いずれも隅丸方形に近い形態をとり、周溝は全周している。SDH002では中央に主体部と推定される楕円形の土坑(130×94×87.7cm)が検出された。SDH001はSI022と、SDH002はSI043と重複して建物跡より新しいと推定されるが、この一帯は遺構の密集度が薄く、東側の県調査区域でもこの一帯は建物跡群の密集が途切れていることから類推すると、墓域が形成されていた可能性も考えられる。Q-15区、SDH002の南方約37mでは埋設土器(BP001)も1基検出されており、あるいは祭祀的空間が存在したのかもしれない。

形態	規模 (範囲・周溝規模)
SDH001 不整楕円形	北東-南西 6.18m×北西-南東 5.72m・全長18.06m×幅32~58cm×深さ22.9~50.4cm
002 隅丸方形	東-西 5.34m×北-南 4.64m・全長15.44m×幅76~108cm×深さ34.2~57.9cm

(8) 壺穴状遺構

平面形が長方形を呈し、長辺3m以下で、壺穴としては小型の遺構が2基(SX001・SX002)、楕円状の不整形で浅い皿状に立ち上がる遺構1基(SX003)が検出された。SX001・SX002とした壺穴には壁溝を確認できず、外周溝も伴わない。倉庫のような機能を果たした可能性も考えられるが、はっきりした性格は不明である。SX003の内部では複数の土坑が重複していた。

形態	規模
SX001 不整長方形	2.49×1.64m×41cm
002 長方形	2.32×1.87m×36.5~51.3cm
003 不整形	(範囲)北-南 4.73m 東-西 4.50m×30cm

(9) ピット

掘立柱建物跡を構成しないピットは27基検出された。平安時代の集落規模から判断すると検出数が少ない印象を受けるが、東側の県調査区域でも柵列等の遺構を構成するようなピット群は検出されていないので、おそらくは遺跡の性格によるものであろう。

IV ま と め

全体で49,000m²の面積におよぶ調査対象地域のうち、北側約37,000m²の遺構確認調査および約21,000m²の本格調査を実施した結果から、本遺跡は竪穴住居・掘立柱建物・外周溝および付属施設と考えられる土坑で構成される建物跡群を主体とし、複数の建物跡で共有された井戸跡、家庭菜園的規模の耕作跡、墓域等で構成される大規模集落であったと考えられる。なお、42号建物跡の外周溝先端部では一括廃棄されたと思われるフイゴの羽口が出土している。本遺跡における一般的傾向として、外周溝にはカマドの構築材と考えられる粘土等が廃棄されていることから、羽口もカマドの構築材の一部と考えることもできるが、鍛冶工房が存在した可能性も類推しておきたい。また、建物跡に伴わない土坑には墳墓の可能性のあるものも認められ、性格の異なる土坑が併存していたと推定される。

本遺跡では、10世紀前後を盛期としてかなり齊一性の強い集落が営まれていたと考えられるが、集落変遷の実態については、今後、遺構の分析と合わせて遺物の整理・分析を進めてゆく過程で明らかにしてゆくことになる。



野屋(4) 誤記複音置回

- ・東側の区画は県調査区域

図版 1



4号建物跡（西から）



5号建物跡（西から）



7号建物跡（西から）



23号・31号・39号建物跡（西から）



9号建物跡（南東から）



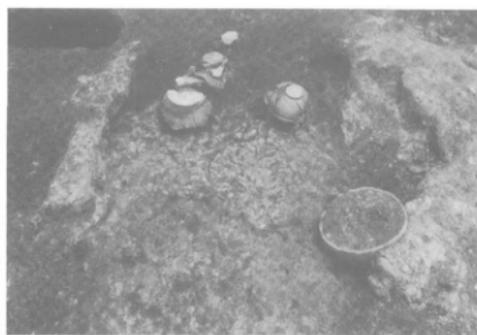
9号建物跡カマド（北西から）



20号建物跡（西から）



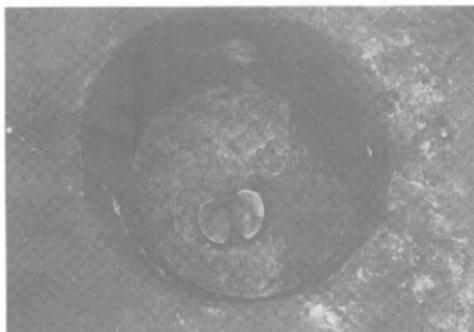
20号建物跡カマド（西から）



11号建物跡カマド（西から）



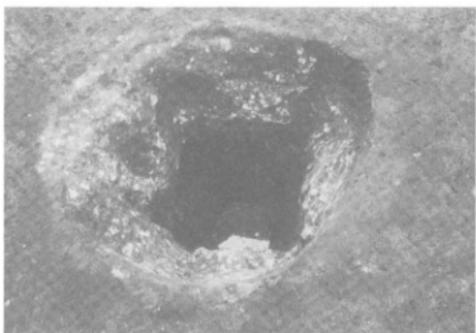
26号建物跡カマド（北西から）



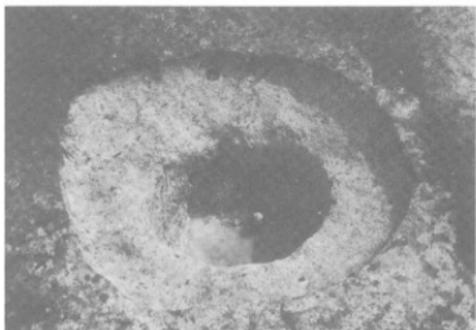
44号土坑（東から）



168号土坑（南東から）



1号井戸跡（北から）



3号井戸跡（西から）

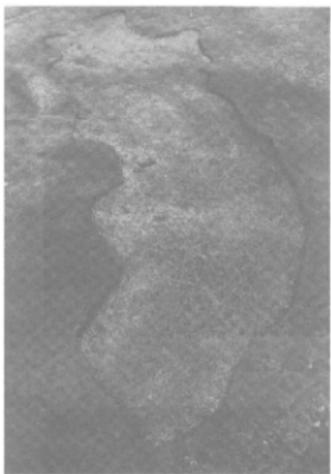


3号耕作跡（南から）

図版 6



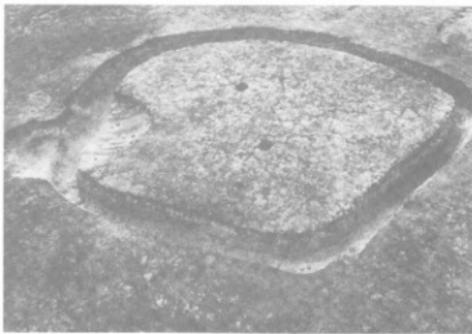
4号耕作跡（西から）



48号焼土跡（東から）



57号竪穴壁溝内
小型壺出土状態（西から）



1号円形周溝遺構（東から）



2号円形周溝遺構（西から）



1号埋設土器（南から）

羽黒平（3）遺跡試掘調査報告書



図1 遺跡の位置

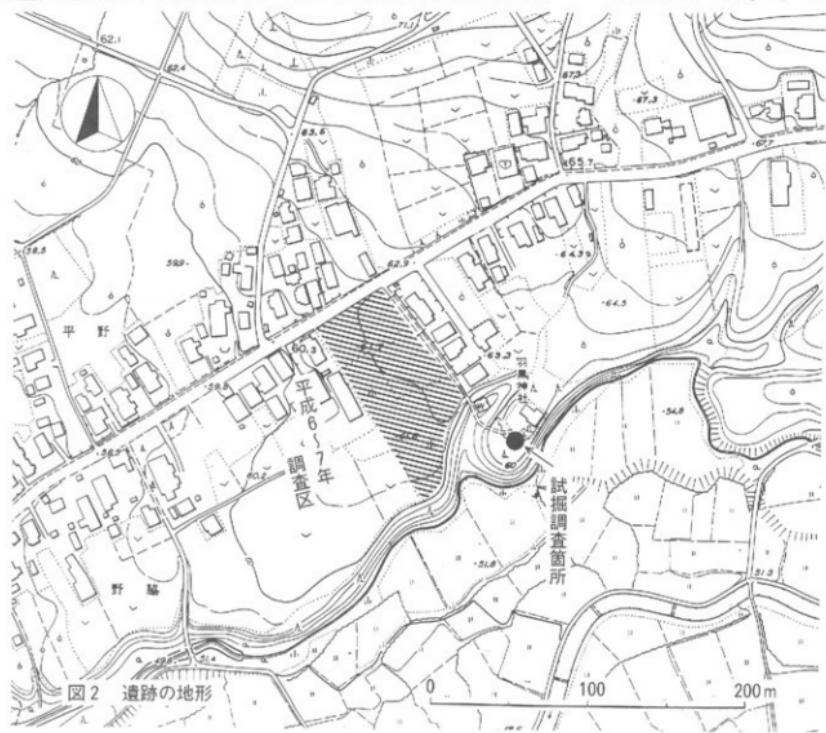
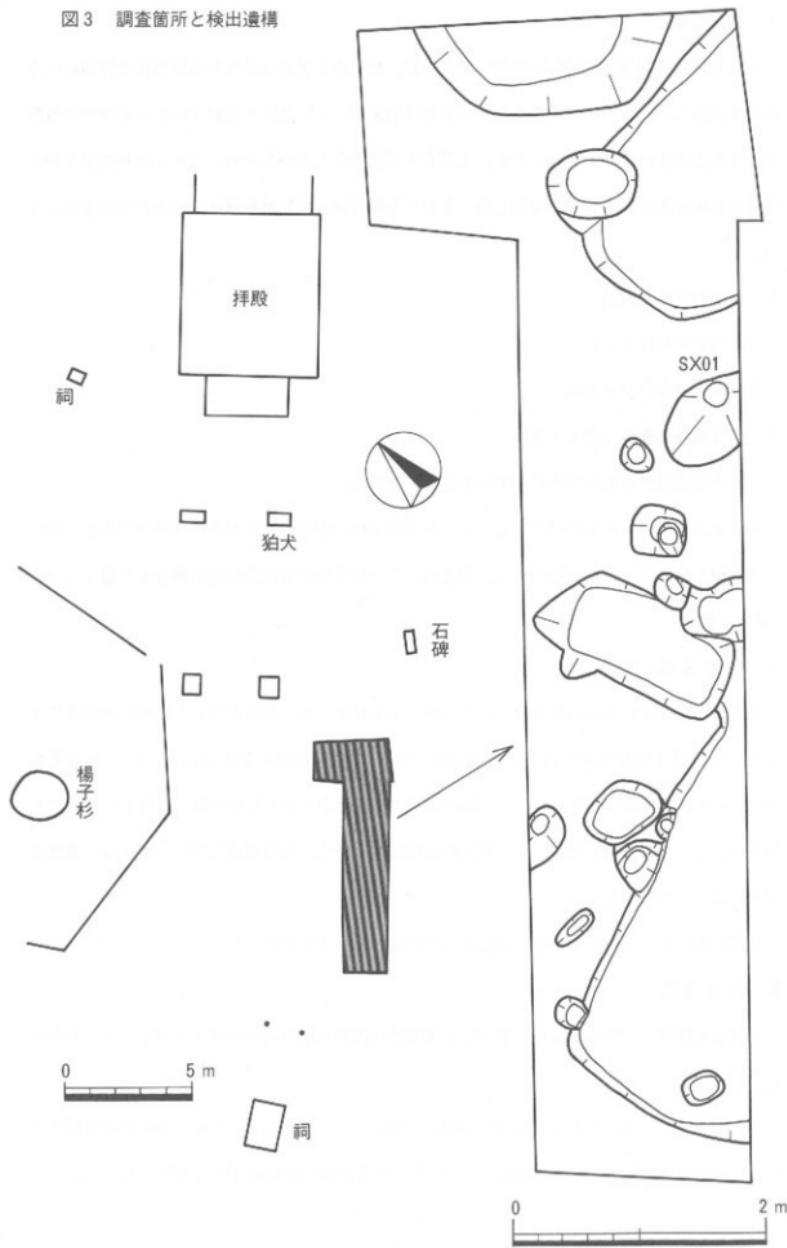


図2 遺跡の地形

図3 調査箇所と検出遺構



1 調査の経緯

平成12年9月初旬、浪岡城跡新館の調査中に、地元の羽黒神社総代から羽黒神社社務所の立替えを実施したい旨の申し出があり、対象地は羽黒平（3）遺跡と登録されている周知の遺跡であったため中止の要請を行ったが、工程もすでに決定していたため、急きょ社務所建て替え部分の試掘を町教育委員会で実施した。なお、本報告は、文化財保護法第58条の2の規定による。

2 調査の日程と対応

平成12年10月10日～12日

浪岡町教育委員会が対応

3 調査箇所と面積（図1・2）

南津軽郡浪岡町大字五本松字羽黒平地内 約16m²

調査地は、町の天然記念物に指定している「楊子杉」が存在する羽黒神社境内である。境内には拝殿をはじめ、小さな祠や狛犬、記念碑、二十三夜などの民間信仰石碑などが建っている（図3左側）。

4 検出遺構（図3）

竪穴建物跡と思われる遺構も検出されたが、床面等から出土遺物がないため時期決定はできなかった。覆土の堆積からみると縄文時代の住居跡の可能性も想定された。柱穴状の遺構（SX01）は円形の掘り方をしており、珠洲の壺片が覆土から出土している（写真1-3）ことから、ただ一つ遺構番号を付した。現代の搅乱部分も多く、他の遺構に関しては明確に遺構認定までは至らなかった。

柱穴と想定される掘り方が各所に見られたが遺物の出土はなかった。

5 出土遺物

土器は表採品が大部分を占め、図示した縄文時代後期と思われる深鉢片（図4-1）も表採品である。

中世陶器として珠洲の壺と推定される細片（図4-2）が出土している。年代は12世紀後半から13世紀頃と推定され、分布調査においても同時期の瀬戸灰釉瓶子片が発見されている。

6 まとめ

本遺跡の分布調査によると、縄文時代晚期の遺物を中心として、古代・中世の遺物もみられた。平成6年から8年にかけて実施された発掘調査（平成6年のみ報告書刊行）においても、縄文時代晚期を中心に、平安時代及び中世段階の遺物が出土している。今回検出された遺構の中で、柱穴はおそらく中世段階、竪穴状の掘り方は縄文時代の可能性が高いと思われる。

図4 出土遺物拓影図

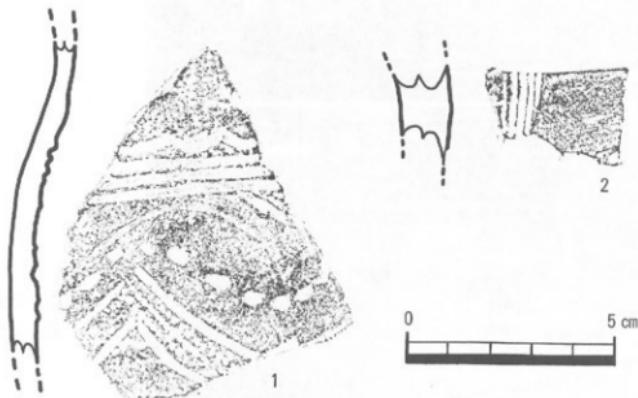


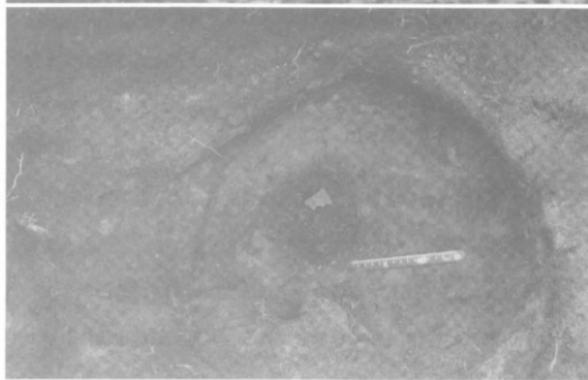
写真 1



(1) 発掘状況
左手奥が楊子杉
(南西側から)



(2) 調査区の全景
(東側から)



(3) 珠洲片出土状況

平野遺跡試掘調査概報

1 調査の経緯

平成12年10月20日、県文化課より周知の遺跡である平野遺跡内で土取りによる遺跡斜面の掘削が行われたという連絡を受け、工事の中止をお願いした。しかしながら、現場が遺跡の範囲に含まれるかどうか調査する必要があるとの認識に基づき、地権者及び工事業者の承諾を得て試掘調査を実施した。ただし、教育委員会で対応する予算がないことから町史編纂室の応援を得て遺跡の範囲と遺構の確認のため、実施した試掘調査である。

2 実施主体

浪岡町教育委員会・浪岡町史編纂室

3 調査担当

浪岡町教育委員会生涯学習課文化班・浪岡町史編纂室

生涯学習課長 木村鐵雄、町史編纂室長 福士芳巳、文化班長・編纂室主幹併任 工藤清泰、
文化班主任主查 木村浩一、同主任技能員 小田桐勝昭、編纂室主任主查 工藤広治、
編纂室主事 木村 学、補助員1名、作業員6名

4 調査場所

南津軽郡浪岡町大字五本松字平野地内

空港アクセス道路に隣接する畠地で、西南に舌状に突き出した丘陵突端部に位置する（図2）。
標高は約90mであり、青森県埋蔵文化財調査センターで平成6年に調査したアクセス道路関係
発掘個所から南西に20mの地点が試掘箇所であった。

5 調査期間

平成12年10月30日から11月2日までの4日間

6 試掘調査面積

約300m²

7 調査方法

重機によって一部の表土が剥ぎ取られていることから、遺構の有無、遺物の出土を確認する。
さらにそれらを平板実測して記録保存する。

8 試掘調査の結果

1) 検出された遺構

平安時代の堅穴住居跡 1棟

縄文時代後期の土壙墓（どころ）約30基

縄文時代後期と思われる集石遺構 1基

2) 出土した遺物

平安時代土師器

縄文時代後期の土器

縄文時代後期と推定される石器（鐵など）

縄文時代後期と推定される漆器・赤色塗料遺物

9 試掘調査の成果

土壙墓（SK19）（写真1-2、図2）からは、藍胎漆器か木胎漆器の漆皮膜が出土し、同時に赤色紐状装飾品が出土した。漆器の出土した以外の土壙墓から、縄文時代後期前半（今から約3,000年前）の土器が出土していることから、これらの墓は同時代のものと推定された。そこで、村越潔青森大学教授・成田滋彦青森県埋蔵文化財調査センター調査課長に確認の上、平成12年11月2日に記者発表を実施した。その内容は以下のとおりである。

(1) 村越潔教授（青森大学教授）の見解

- ・青森県内での漆器出土例は、縄文時代前期では三内丸山遺跡、縄文時代晚期では八戸市是川中居遺跡、亀ヶ岡遺跡、平賀町石郷遺跡や板柳町土居（1）遺跡等多数あるが、ほとんどが低湿地遺跡であり、平地の土壙墓から出土したのは初めての例であろう。
- ・縄文時代後期の漆器は出土例がなく県内では初めての例であろう。
- ・赤色紐状装飾品は、繊維を同一方向に並べた疊表状のものを紐様にのばし、赤色顔料（おそらくベンガラ・酸化第二鉄）を施したもので、縄文時代晚期の板柳町土井（1）遺跡でひすいの王と同時に検出している。縄文時代後期での検出例は初めてである。
- ・土壙墓から赤色顔料が検出された例は多数あるが、赤色顔料を施した遺物を副葬品的に検出したことはない。

図1 遺跡の位置

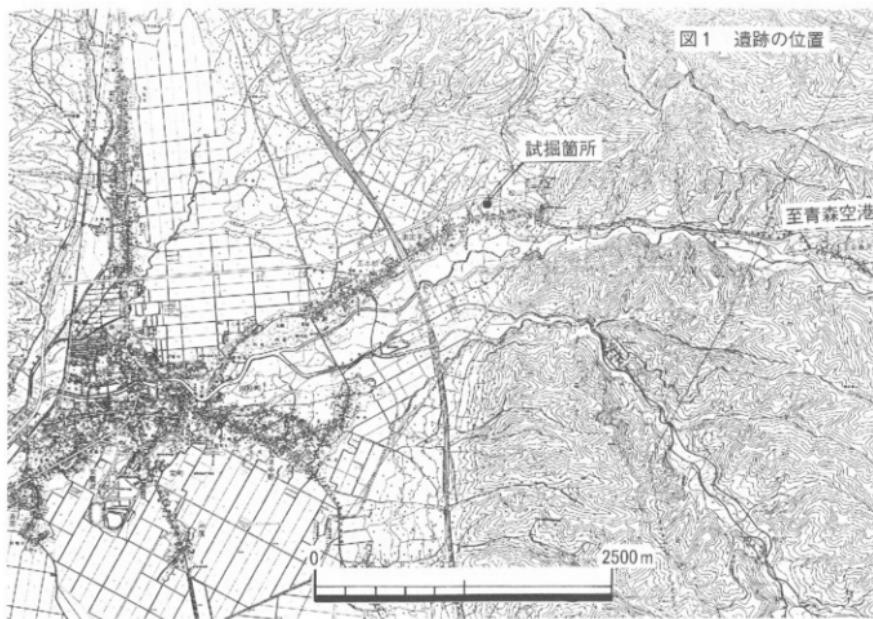
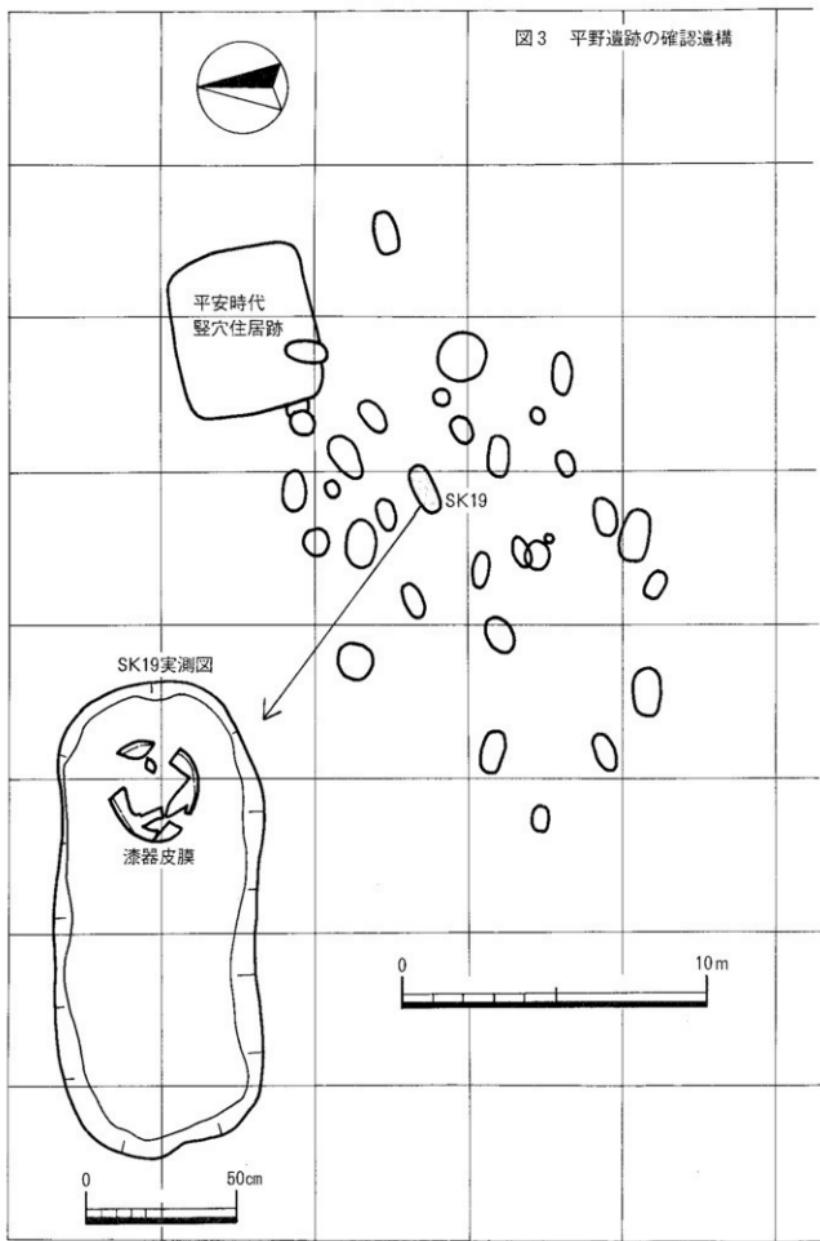


図2 遺跡の地形



図3 平野遺跡の確認遺構



- ・土器は、縄文時代後期初め頃（十腰内I式）に比定されるものであろう。

(2) 成田滋彦氏（青森県埋蔵文化財調査センター）の見解

- ・青森県内において縄文時代晩期の葬制は土壙墓が主となっている。しかし、後期の葬制については、平賀町唐竹地区や倉石村薬師前遺跡など石棺墓や二次埋葬の土器棺墓など、特殊な葬制が見られるが、一般的な葬制については、不明な点も多く謎に包まれた部分であった。今回の土壙墓群が縄文時代後期のものであった場合は、同時代の一般的な葬制を現したと思われることから重要な発見であろう。
- ・籠胎漆器を伴う後期の土壙墓は県内初の事例である。
- ・後期の漆器も出土例が少ない。
- ・浪岡町内の「源常平遺跡」などでも同様の土壙墓群が発見されているが、いずれも東西に長い楕円形をしており、規模も同程度である。
- ・集石遺構は縄文時代後期前葉に多く見られる。今回そこから出土している土器も大木10式併行のもので、遺跡全体としても縄文時代後期前葉の感が強い。

10 遺跡の取扱

当教育委員会としては遺跡の重要性を強く認識し、地権者・工事業者に依頼の上、次年度も調査が実施できるよう取り計らうこととした。そのため、緊急性を有する漆器皮膜に関しては、土ごと剥ぎ取り（写真1-3）、保存処理を実施する予定である。遺跡は盛土を実施して保護している。

なお、11月20日同遺跡の別個所も切土工事が実施されたことから、県文化課の指導の下、立ち会い調査をおこなったが際立った遺構・遺物は発見できなかった。

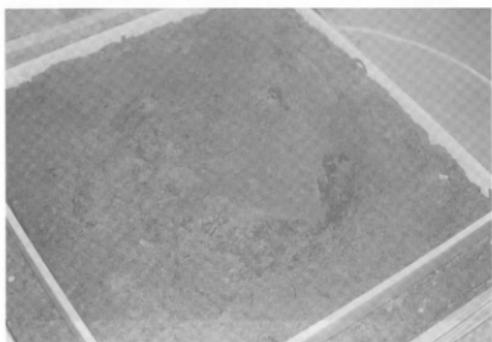
写真 1



(1) 調査区全景
(西側から)



(2) 土壌墓 (SK19)
漆器出土状況



(3) 切り取った漆器

高屋敷館遺跡における国史跡指定の経緯

(国道7号バイパス関係経緯も含む)



高屋敷館遺跡と国道7号バイパス予定地

1 はじめに

平成12年度は、浪岡町にとって二つめの国史跡が成立した、記念すべき年度である。ただし、史跡指定にいたるまでの経緯は、国道7号バイパス建設に関係して、通常の史跡指定の経緯ではなかったところがある。平成13年1月29日に官報告示をみたので、これまでの経緯を記録に残し、今後の計画作りや対応に関しての一助としたい。

2 経緯概要

- 昭和36年10月 青森県遺跡台帳に登録。
- 昭和58年3月 『青森県の中世城館』にて「野尻館」の名称で城館登録。
- 平成6年6月13日～同年11月11日 高屋敷館遺跡第一次調査。
- 平成6年11月 高屋敷館・野尻（2）・（3）・（4）遺跡、羽黒平（1）遺跡・平野遺跡
遺物展示会及び現地見学会を開催。
- 平成6年12月 平成6年度青森県埋蔵文化財発掘調査報告会にて青森県埋蔵文化財調査センター職員畠山昇が「高屋敷館遺跡」を発表。
- 平成7年2月 〔津軽新報〕「高屋敷館遺跡、保存価値あり？城郭の原型示す堀跡 研究者
には高い評価 8年にバイパス工事」の見出しで紹介。
- 平成7年4月 〔陸奥新報〕「三内丸山だけじゃない 浪岡にも貴重な遺跡 平安中期の環
濠集落 近世の城のルーツか 保存求める声強いが…」の見出しで高屋敷館
遺跡を紹介。
- 平成7年4月 考古学ジャーナル（ニューサイエンス社刊）No387にて「北日本の平安時代
環濠集落・高地性集落」の特集が組まれる。
- 平成7年5月8日～同年11月22日 高屋敷館遺跡第二次調査
- 平成7年5月 『週刊アサヒグラフ』に高屋敷館遺跡の発掘調査成果を紹介。
- 平成7年6月 〔東奥日報〕「濠跡から複数の木柱 土留めとして活用か 構造解明の手が
かりに」の見出しで紹介。
- 平成7年7月 〔陸奥新報〕「平安後期津軽蝦夷のナゾに迫る 発掘進む浪岡・高屋敷館遺

- 跡 外敵防ぐ深い環濠 鍛治職人の集落か』の見出しで紹介。
- 平成 7 年 7 月 齋藤利男（弘前大学教育学部助教授）氏、東奥日報へ寄稿。「北の吉野ヶ里・浪岡高屋敷館遺跡 防御性集落の典型 救いたい貴重な遺産」の見出しで掲載。
- 平成 7 年 8 月 30 日（読売新聞）全国版一面に『青森に平安期「大環濠集落」』の見出しで高屋敷館遺跡を紹介。以後、高屋敷館遺跡への関心が急速に高まる。
- 平成 7 年 8 月 31 日（朝日新聞）『高屋敷館遺跡の環濠集落跡 独自文化の可能性』の見出しで記事掲載。
- 平成 7 年 8 月 31 日～同年 9 月 2 日（読売新聞）『平安—その時代 高屋敷館遺跡からのメッセージ』の見出しで特集記事掲載。「(上) 安藤氏との関連焦点 中央に反抗勢力？三内丸山級の大発見」「(中) 中央に並ぶ高い生活水準 須恵器や紡錘車などさかんな交流推測」「(下) 北の歴史解明に光 蔵内中心史觀に終止符」が掲載される。
- 平成 7 年 9 月 （陸奥新報）『津軽の遺産61 平安中期の集落』の見出しで紹介。
- 平成 7 年 9 月 （津軽新報）『高屋敷館遺跡、保存の道探る 史跡指定受け希望も 浪岡教委バイパス路線変更？』の見出しで紹介。
- 平成 7 年 9 月 （読売新聞）『高屋敷館遺跡、平安の“かぶと”出土、首を防御した「小札」武力衝突を裏付け』の見出しで紹介。
- 平成 7 年 9 月 （東奥日報）『平安ロマンここにあり！ 29日と来月 4 日有志が見学会』の見出しで紹介。浪岡町民自らが自発的な見学会として開催。
- 平成 7 年 9 月 町民企画の『高屋敷館遺跡見学会』を開催（主催 行岳中世にあそぶ会）。
- （岩手日報夕刊）工藤雅樹「蝦夷館を探る」の記事で高屋敷館遺跡を紹介。
- 平成 7 年 10 月 高屋敷館遺跡現地説明会（青森県埋蔵文化財調査センター主催）開催。
- 平成 7 年 12 月 平成 7 年度青森県埋蔵文化財発掘調査報告会にて畠山昇氏が高屋敷館遺跡を発表。青森県埋蔵文化財調査センター主催。青森県総合社会教育センターにて開催。

平成8年5月20日～5月31日 浪岡町教育委員会、高屋敷館遺跡の西側入口部分を発掘調査

(報告書未刊)。

平成8年10月6日 「日本史のなかの北の防御性集落」弘前シンポジウム開催(主催 北方

古代史学会 村越潔会長)。研究者の中から高屋敷館遺跡の学術的な重要性
の指摘と保存要望が高まる。

平成9年1月31日 『高屋敷館遺跡発掘調査概報』発刊。

平成9年10月27日 浪岡町議会「国道7号線バイパスの早期着工についての意見書」を建設省
東北建設局青森工事事務所長・同東北地方建設局長へ提出。

平成10年3月31日 『高屋敷館遺跡発掘調査報告書』発刊。

平成10年8月6日 浪岡町長、青森県知事に国道7号バイパス建設促進に関して、高架方式の
遺跡保存と早期建設促進を要望。

平成10年9月14日 日本考古学協会埋蔵文化財保護対策委員会委員長・矢島國雄から文化庁長
官・青森県知事・青森県教育長・浪岡町長・浪岡町教育長・建設省東北地方
建設局長・建設省東北地方建設局青森工事事務所長あてに「高屋敷館遺跡の
保存に関する要望書」が提出される。

平成10年9月22日 文化庁・県教委・県土木部・建設省・浪岡町の協議を開催。文化庁は記念
物課長名による遺跡の重要性に関する異例の文書を提示。

平成10年10月5日 浪岡町教育委員会教育長 蝦名俊吉から日本考古学協会埋蔵文化財保護対
策委員会へ回答書提出。

平成10年10月8日 青森県知事・木村守男、青森県教育委員会教育長・松森永祐から日本考古
学協会埋蔵文化財保護対策委員会へ回答書提出。建設省東北地方建設局青森
工事事務所長から日本考古学協会埋蔵文化財保護対策委員会へ回答書提出。

平成11年6月9日 浪岡町長・加藤新吉、高屋敷館遺跡保存のため青森県知事・木村守男に①
高屋敷館遺跡を保存しつつ、国道7号浪岡バイパスの整備促進を図っていた
だきたい②これに係る浪岡町の経費負担について、財政難のおり軽減を図っ
ていただきたい、との2項目についてバイパスの迂回を前提として要望する。

平成11年6月28日～7月9日　巡回ルートの試掘調査を県文化課によって実施。

平成11年8月19日　高屋敷館遺跡見学会を開催（青森県教育委員会文化課・浪岡町・建設省青森工事事務所の共催）。

平成11年12月1日　国道7号バイパス及び高屋敷館遺跡保存に関して、浪岡町・建設省・文化庁・県教育委員会の四者協議が開催される。土地開発公社による先行取得と補助金対応を話し合う。

平成12年2月　バイパスルートの変更に関わる都市計画地元説明会の開催。

平成12年4月　浪岡町教育委員会内に文化班復活。史跡申請作業開始。

平成12年7月24日　町長自らが文化庁へ出向き、史跡指定申請書を提出。

平成12年7月27日　青森県都市計画審議会開催。巡回了承。

平成12年9月26日　高屋敷館遺跡活用検討委員会組織会（第1回）。

平成12年10月10日　史跡指定申請に関する文化庁打合せ。

平成12年10月12日　土地交換に関する第1回調整会議開催（建設省・県文化課・浪岡町）。

平成12年10月22日　高屋敷館遺跡活用検討委員会、類似遺跡の研修（第2回）。

平成12年11月14日　高屋敷館遺跡活用検討委員会、意見交換（第3回）。

平成12年11月17日　国文化財審議会から史跡指定答申がでる。

平成12年11月29日　高屋敷館遺跡の取扱いに係わる確認書締結

高屋敷館遺跡の取扱いに係わる確認書

高屋敷館遺跡の保存・活用と一般国道7号バイパス整備促進の手続きを進めるにあたり、基本事項についてお互いに確認する。

記

- 1 浪岡町高屋敷館遺跡の保存・活用及び一般国道7号バイパス整備促進のための財源の確保等に努めること。
- 2 国史跡に指定される現在建設省所有のバイパス用地と、浪岡町において取得する新たなバイパス予定地が、速やかに交換されるよう努めること。

平成12年11月29日

建設省東北地方建設局あおもり工事事務所長 印

浪岡町長 印

青森県教育委員会教育長 印

- 平成12年11月29日 都市計画変更県報告示。
- 平成12年12月12日 高屋敷館遺跡活用検討委員会、意見交換（第4回）。
- 平成13年1月12日 土地交換に関する第2回調整会議開催（建設省・県文化課・浪岡町）
- 平成13年1月29日 高屋敷館遺跡国史跡指定（文部科学省告示第18号官報告示）。
- 平成13年2月15日 高屋敷館遺跡活用検討委員会の意見書を教育委員会に提出。

3 高屋敷館遺跡の評価と今後

国道を迂回させて保存が決定した高屋敷館遺跡は、平成13年1月29日の官報告示をもって正式に国の史跡に指定された。土盛り保存を実施した垂柳遺跡、野球場建設を中止した三内丸山遺跡など、遺跡の保存にあたっては百年の計をもって決断をする必要があり、開発側と保存側の相互の信頼関係が重要な要素となる。

高屋敷館遺跡に関しても、平成6・7年の発掘調査から始まり、マスコミによる遺跡の価値啓発と保存に関する世論形成、住民企画による見学会の実施、学術シンポジウムの開催、日本考古学協会による保存要望、町・県・建設省によるいろいろな角度からの保存方法の模索が続いた。最終的には、迂回ルートを設けることにより遺跡を保存し、国道7号バイパスを早期に開通させるという方針決定まで、7年間に及ぶ長い試行錯誤の道のりがあった。

高屋敷館遺跡は、津軽がまだ「蝦夷の村」と呼ばれていた平安時代後期に成立した古代集落である。この集落のもっとも大きな特徴は、深い壕と高い土壘に集落全体が囲まれていたことであり、なぜ壕を構築したのかをめぐって学界の中でも侃侃諤諤の議論が行われている。議論が百出する遺跡は、当然のことながら学術価値の高い遺跡が多い。

最も有力な説は、遺跡を「防衛性集落」ととらえ、部族社会であった蝦夷どうしの対立が環濠を構築したというものである。確かに大きな壕は、敵の攻撃を防ぐための施設にも見える。しかしながら、発掘調査によって出土した建物跡や遺物のあり方は、緊張関係を示す事例以上に、農業社会に移行しつつある蝦夷社会を強く示している。たとえば、鍛冶工房の検出は、武器の製作より生活用具や農具需要の拡大に伴うものと考えられ、需要に対応できないために、東北地方南半で使用されていた把手付鉄鍋を土器で模倣し把手付土器として使用している。

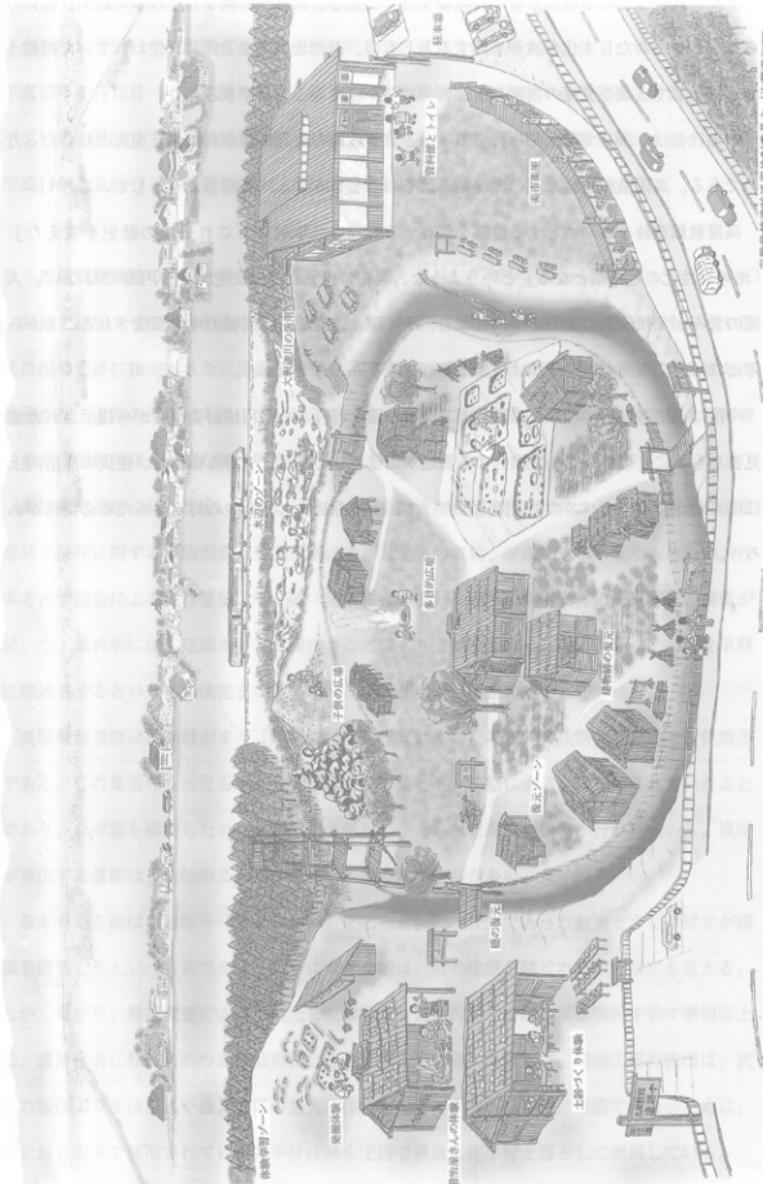
また、錫杖などの宗教具も多くの環壕集落で出土し、仏教や修驗などそれまで蝦夷社会にみられなかつた新たな日本化の波が来訪するとともに、逆に北海道で主体的に使われていた擦紋土器も出土して広域な交流の痕跡を遺跡の中に強く認めることができる。

蝦夷社会は、決して閉鎖的な社会ではなく日本列島の南北に開かれた相互交流の社会だったのである。高屋敷館遺跡などの環壕集落はそのことをみごとに証明しようとしている。

高屋敷館遺跡をはじめとする遺跡を保存する行為は、単純に「これまでの歴史を変えた」「地域活性化の起爆剤となる」というような、現在の感覚だけで決定できる内容ではない。人間の営みが父祖伝来の英知の上に立脚し、子々孫々に連なる時間軸の中で形成されることから考えれば、7年間の試行錯誤は後世に誇れる苦しみと考えられる。

今後は、史跡とバイパスとの調和ある環境整備を行うため活用検討委員会から提示された意見書をもとに、事務レベルで検討する課題が山積みしている。遺跡を保存し、住民の生活向上に深くかかわるバイパスの早期開通に向けて、英知を結集して今後の対応にあたる必要性がある。

史跡高屋敷館遺跡保存整備イメージバース



高屋敷活性用検討委員会から提出された高屋敷館遺跡のイメージバース

平成12年度
浪岡町文化財紀要 I

発行日 平成13年3月30日

発行 湧岡町教育委員会

〒038-1311

青森県南津軽郡湧岡町湧岡字稻村101-1

TEL 0172(62)1111

印刷 高金印刷株式会社

〒038-0015

青森県青森市千刈二丁目1-31

TEL 017(781)2244

